

# 平成25年第4回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成25年9月13日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成25年9月13日（金）午前10時00分開議

## 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	大橋幸喜君
行政改革課長	清水忠雄君	世界遺産推進課長	石山勉君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	藤原淳君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君

税務課長	原 田 道 夫 君	環境対策長	名 畑 匡 章 君
社会福祉課長	笠 井 寛 君	高齢福祉課長	佐 藤 一 郎 君
農林水産課長	渡 辺 竜 五 君	観光振興課長	濱 野 利 夫 君
産業振興課長	羽 生 靖 君	建設課長	金 田 一 則 君
学校教員育長	吉 田 泉 君	社会教員育長	小 林 泰 英 君
農業委員会会長	堀 口 一 男 君	農業委員会局長	長 敏 宏 君
庁舎整備幹事	鈴 木 一 郎 君	契約管理幹事	計 良 隆 弘 君
卜主政策幹事	坂 田 和 三 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査係	齋 藤 壮 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

平成25年第4回(9月)定例会 一般質問通告表(9月13日)

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>1 政治姿勢について</p> <p>(1) 合併後10年。合併の必要性やスケールメリットといったことが執行部も市民も忘れがちである。10市町村当時の財政状況と資料をもって改めて市民に説明されたい</p> <p>(2) 人口減が加速する中、将来の佐渡市をどのように描き、あと2年半の任期中、どのような方向を示すのか</p> <p>(3) 政治手法として“タウンミーティング”を実施したと聞かすが、すでに“タウン”から“ビレッジ”になっている地域が大部分である。ポピュリズムに陥るか、市民を説得するかは市長の指導力によるが、今年状況について説明を求める</p> <p>2 TPPを踏まえた農業政策について</p> <p>(1) 「世界一安全でうまい米」「元祖おけさ柿」を国内だけでなく、海外展開して佐渡市の農業の将来をかけるべきと思うがどうか</p> <p>(2) そのためには、底辺の維持が重要であるが、耕作放棄地は毎年拡大している。対策はあるのか</p> <p>(3) 対策の一翼を担う農業委員会は自らの改革を進めていないと聞かすが、委員会の改革と耕作放棄地対策を問う</p> <p>3 市庁舎建設と中央図書館建設について</p> <p>基本的方向がいまだに見えていないが、どのように考えているのか。具体的提案はいつできるのか</p> <p>4 教育行政について</p> <p>(1) 全国学力テストの結果について、市内小中学校の具体的状況の説明を求める</p> <p>(2) 「いじめ」「暴力」の現状について説明を求める</p> <p>(3) 小規模校の子供たちは「競争」という体験が少なく気の毒であり、適正規模を維持するため統合計画を早めるべきだが、現状はどうか</p>	猪 股 文 彦
10	<p>1 消費税増税について</p> <p>佐渡市として消費税増税中止を国に要請せよ</p> <p>2 新潟県立佐渡中等教育学校の学校給食(佐渡市の学校給食センターの維持管理に係る経費負担)について</p> <p>(1) 今日までの新潟県と佐渡市の対応と経過について</p> <p>(2) 今後の新潟県への佐渡市の対応について</p> <p>3 生活保護法と就学援助制度について</p> <p>(1) 政府は生活保護法について、「法案が成立しても現行の取扱いをなんら変</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
10	<p>えるものではない」としてきたが、佐渡市の認識と対応は</p> <p>(2) 生活保護基準引下げは、受給世帯の困窮に追い打ちをかけると同時に就学援助や住民税の非課税限度額などの生活保護基準に連動する多くの制度に影響し、福祉の全面後退をひきおこすものだが、認識と対応を明らかにせよ</p> <p>(3) 就学援助制度のこれまでの取組みと、更に対象世帯が活用できるような今後の取組みについて</p>	中 村 良 夫
11	<p>1 2004年頃、新潟駅から新潟空港までの交通アクセスに3ルートのある案があったが、地下式で新幹線を延ばすと500億円かかるといわれた。新潟駅から現在使われていない西港の貨物線路を新潟空港まで伸ばし、西港に佐渡汽船を移設すれば、信濃川を走る時間が短くなり、駅なかでも空港が近くなることで、佐渡にとっても新しい未来が開けると考えるが、この案を佐渡市として働きかけをしないか</p> <p>2 公共建築工事の建設ラッシュであるが、風上や駐車場に日陰などの植栽は計画されているか。今なら公共事業で行えるのではないか</p> <p>3 財産区について</p> <p>(1) 財産区は昭和の合併時からその整理について指摘されてきたが、当初幾つの財産区があり、どれだけ整理され、現在ではどれだけ残っているのか。また、財産区を解散するとどのようなメリット、デメリットがあるのか</p> <p>(2) 財産区の全国的な状況はどのようになっているか</p> <p>(3) 杉の木はかつて1石6,000円ほどであったが、今では2,000円でも売れないと聞く。国勢調査で、かつて2倍・4倍・6倍・8倍の差が出てきたが、それは山の傾斜に関係、すなわち奥山で人の通れない山林の倍率が高いと思われる。年間一戸当たり4万円も払っている限界集落があるが、自然林の多い奥山では70年に1度しか換価できず、税金分も回収できない。単価も面積も課税の基準が不公平ではないか</p> <p>4 佐渡牛について</p> <p>(1) 全国的に和牛の近親交配が進み、新たな遺伝病の原因になっていると聞く。佐渡でもその兆候がみられるとのことであるが、承知しているか</p> <p>(2) 佐渡牛は、平成8年には全国肉用牛枝肉共励会で日本一になるなどの成績を上げてきたが、現在では体格も肉の単価も平均以下と聞く。この原因は何と考えるか</p> <p>(3) 平成12年と比べて頭数は半減しており、高齢化やT P P等で今後ますます衰退すると思われる。現状を維持するには増頭が必要であるが、特区により一般法人の牧場所有や牧畜参入ができないか</p>	浜 田 正 敏

順	質 問 事 項	質 問 者
12	<p>1 市長の言う「日本一愛され選んでもらえる島に」、「島民が一丸となった観光振興」、「佐渡独自の価値を全国の人達に知ってもらおう」を達成するために、どのような仕組みを構築するのか</p> <p>2 佐渡のと畜場について 過去のと畜場の閉鎖の経緯とその後の検討の動き、今後のと畜場建設の計画について</p> <p>3 トキの森公園について トキふれあい施設開館後の実績と今後の見通しについて</p> <p>4 本庁増築と支所・行政サービスセンター整備基本構想（案）の新穂行政サービスセンターの移転計画について</p> <p>5 佐渡汽船小木～直江津航路について (1) 市長の小木～直江津航路に対する基本的な考えを問う (2) 独立行政法人鉄道運輸建設・運輸施設整備支援機構とはどのようなものか</p> <p>6 農産物輸出について 基本的な考え方と戦略、品目と国名を問う</p>	渡 辺 慎 一

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

猪股文彦君の一般質問を許します。

猪股文彦君。

〔17番 猪股文彦君登壇〕

○17番（猪股文彦君） 私は、9月定例会に当たり、佐渡市が抱える基本的な問題について質問いたします。甲斐市長の率直なお考えをお聞かせ願います。

安倍自民党政府は、農業の戸別所得補償制度の継続を除いては、独立国として日本の存在を明確に国際社会に示していると考えます。尖閣列島、竹島問題にしても、中国や韓国に一步も引かない姿勢は圧力には屈しない日本を世界に印象づけ、国際社会から信頼を得ることができるものと思います。このことが2020年の東京オリンピック招致の大成功につながったものと考えられます。

私は、国もそうですが、自治体も個人も現実に真正面から向き合うことがそれぞれの幸せに通ずることを世界の歴史が示しているところだと考えます。ことし玉川大学から福田恆存の全集が複製されました。私は、学生のころ新潮社から出版された福田恆存の「幸福への手帖」という本を読み、驚きました。婦人雑誌に連載したものをまとめたものですが、その中に美醜についてという1章があります。つまり美しいと醜いということです。福田は、美醜によって人の値打ちをはかるのは残酷かもしれないが、美醜によって好いたり嫌ったりするのはさらに残酷であり、どうしようもない現実だと言い切ります。美人と不美人に対する全ての男たちの思っても口にさせないことをあろうことか婦人雑誌に書いたので、当時の女性からは大反発があったようです。しかし、冷静に考えてみれば、この残酷な現実と真正面から向き合わなければ安心した本当の幸せを求められないことも厳然たる事実です。逆にハプスブルグ家のマリーアントワネットのように美人でお金持ちでフランスの王に嫁いでもフランス革命でギロチンにかかり、殺されるということも歴史に示された現実であります。

私は、ここで何を言いたいかと申しますと、甲斐市長は市町村合併によるさまざまな現実を直視すべきだということです。私たちの子供のころの人口は、現在はその半分以下になり、観光客も昭和40年代から半減しているのが現実の佐渡島であります。これは、どう逆立ちしてもももには戻れないという現実を直視することから始めなければ佐渡市の将来の幸せには結びつきません。私は、市議員に最初に立候補したときからこの考え方のもとに、小さくても力強い両津市の再生をと訴えてまいりました。今は佐渡市であります。昔の佐渡よもう一度などと夢のまた夢のようなことを求めるのではなく、現実を真正面から見据え、私たちの子供たちが佐渡へ帰ってきて仕事を見つけ、子育てをしようと思えるような、経済的には小さくとも将来につながる力強い佐渡市を目指すべきと考え、順次質問いたします。

さて、合併から10年が経過し、合併前の各市町村の議論が遠い昔のように忘れ去られているのではない

かと危惧しています。私は、当時小さな合併こそが市民にとって幸せだと主張しましたが、一島一市こそがスケールメリットがあると10カ市町村長の考えに多くの市町村民が納得し、佐渡市になったわけです。しかし、その裏には各市町村が抱える重大な財政状況があり、国や県から指導があった一島一市を渡りに船と見て10カ市町村長は責任逃れから飛び乗ったことに間違いありません。彼らは、何の責任も追及されず、多額の退職金を手にしたわけです。ところが、多くの佐渡市民はそのことを忘れ、さまざまな不満が噴き出しています。温泉、図書館、支所、行政サービスセンター、保育園や学校の統廃合など次から次へと要望が出ています。

そこで、お聞きいたしますが、合併前の10カ市町村の財政状況はどうなっていたのか。当時わけもわからず猫もしゃくしもスケールメリット、スケールメリットと言っていました。スケールメリットというのは具体的には10カ所あった役所が1つになり、職員を大幅に減らすことが第一ですから、当然佐渡市の中央以外は過疎になるということです。そのことを百も承知で合併したはずですが、不満を言う市民の人たちは、もはや忘れたわけではないと思いますが、10カ市町村の当時の財政状況を明らかにし、合併の目的を明確に示し、市民に我慢をお願いすべきところはお願いすべきだと思いますが、説明を求めます。

次に、人口減が加速する中、将来佐渡市を白い地図の上でどのように描くかお尋ねします。去る5日の新潟日報で総務省の人口動態調査が発表され、新潟県20市の中で佐渡市が最も減少率が高いということが明らかになりました。これは、高野前市長のときから私が何度も話をしているように、佐渡の白い地図に基本的な都市構想を描いていなく、若い人も将来の佐渡市に不安を持ち、Uターン、Iターンする決断ができないあかしであると思います。合併したにもかかわらず、地方自治法第8条の5万人以上の市としての構築は曖昧であります。高野前市長は、合併のときの責任者の一人でありますから、旧町村に対し十字架を背負っていて何もできなかったと思いますけれども、甲斐市長は何も後ろめたさを感じする必要ありません。明確な方針を出すべきと考えますが、明快な答弁を求めます。

次に、この夏、甲斐市長は各地区でタウンミーティングを実施したようですが、多くの地区ではもはやタウンからビレッジに成り下がり、過疎が目立っているのではないかと思います。そして、恐らく市長に対し不満や要望が山のように出たのではないかと思います。ここで大事なことは、それに対し甲斐市長がどのように市民と話し合いをされたかということです。私が心配するのは、市民からの要望を何でもかんでも聞き入れるということになればポピュリズムに陥ります。つまり大衆迎合になるということです。市長は、勇気を持って市の現実を説明し、市民を説得できたかどうかということです。

そこで、お尋ねいたしますが、どのくらいの市民が集まり、どのような課題が出てきたか、主なものでよろしゅうございますので、説明願いたいと思います。

次に、TPPを踏まえた農業政策についてお伺いいたします。私は、数年前からTPPに日本は確実に参加するから、世界一安全でうまい米、元祖おけさ柿を海外展開すべきだと主張し、甲斐市長も一定の理解は示しているものと認識しています。私は、皆さん方と違って出張費もありませんが、自費でここ2年、何カ国か個人的に人脈を通じてPRしてきました。アジアのほとんどの国は、水が悪いそうです。日本ほど安全でうまい水を当たり前のように使える国は多くありません。私は、米と水をうまくあわせた製品を海外の富裕層に展開すべきと考えます。新潟県も力を入れていますが、これと一緒にやることで満足しては勝てません。競争相手は、魚沼であり、岩船でありますから、独自の戦略が必要です。

先日国連公用語6カ国語で日本をPRしている雑誌のかつての同僚が来て、関係課長にも紹介し、佐渡のPRを世界に発信してもらうことにしました。多分10月には世界各国でそれぞれの言語で読まれるものと思います。この法人は、各省庁が出資する法人ですが、このようなものも利用してどんどん独自に発信することを必要と考えますが、いかがでございますか。

同じようなことを考えている人はほかにもいるようで、夕張の市長はドーハメロンを持っていき、PRしていました。その後ドーハへ行った安倍総理もさりげなく夕張メロンを振る舞ってPRし、テレビに映し出されておりました。

また、オリンピックの東京招致が決まり、世界的に日本ブームが到来することが確実にになりました。つまり日本ブームは、まず食から始まります。世界でスチームドライブブームがさらに一層大きくなることは間違いないと思います。これに力を入れるべきだと思いますが、甲斐市長の考えをお聞かせ願います。

次に、佐渡市が農業を大きな柱と考えるならば、私が毎回指摘しているように農業の底辺がしぼんでいったら何にもなりません。ブランド力は失われるばかりです。甲斐市長は、私が提案したこの対策のための耕作会社設立に汗を流しました。ところが、この会社は利益が上がるどころしかやらないということです。それでは耕作放棄地はふえても減ることはありません。

そこで、一つの提案ですが、効率の悪い田畑でも耕作してもらうために、建設関連の会社などに農機具の補助や指名入札制度の導入など農業で損をしても、佐渡市に協力してもらい、本業で取り返せるようなシステムができないか勉強してもらいたいと思います。農業の専門家の市長は、耕作放棄地対策に妙案があるかさらにお尋ねいたします。

次に、耕作放棄地対策に一定の役割を果たすべき農業委員会の顔が全く見えてきていません。それどころか自らの委員会の改革すらできていない。市議会は、合併時60人の議員を現在は24人に、次回は22人にまで減らすことを決定しています。農業委員会は、合併時に何人いて、来年の農業委員の選挙には定数を何人にするかお尋ねいたします。

また、耕作放棄地対策について具体的施策を持っているか、具体的に説明願います。

次に、庁舎建設と中央図書館建設についてお伺いします。このほど新市建設計画等特別委員会に庁舎建設を実施する場合の建設予定の年次計画が配付されました。これを見ると余りにも遅過ぎるような気がします。そもそも庁舎は、地方自治法8条による市のあるべき姿の最も大事な部分で、市民のための柱とも言うべきものだと考えます。昔でいえばお城です。このことは、古今東西全てに当てはまることです。高野前市長は、市民の声を気にしてこのことから逃避していたように思います。甲斐市長は、できるだけ早く計画を市民に明確に説明し、百年の大計に立った佐渡市の基礎づくりに本腰を入れるべきと考えます。聞くところによりますと、庁舎建設に当たり中央図書館を併設するなどとんでもない話がありますが、もしあなたの計画の中の一だとすれば、あんな狭いところにこんなばかな計画をする人は普通の頭の人はいないと私は思います。

次に、教育行政についてお伺いします。ことしは、全国の小中学校で全国学力テストが実施されました。民主党政権では幾つかの学校などをピックアップしてやるサンプルで、それがいかに無意味なものであったかという批判が大きく、本来の姿に戻ったことは大変よかったと思います。50年以上も前の私たちのときには暁テストというのがあり、民間業者のものではありましたが、自分の実力が全国のどのくらいにあ



るかはっきりして大変よかったと思います。そこで、佐渡市の今回の結果はどのようなものであったか、具体的に状況を説明願います。

次に、数年前佐和田中学校で教師にけがをさせるという生徒の暴力事件がありました。その後佐渡市全体としてはいじめや生徒の暴力はどのような状況であるか説明願います。とかく学校統合などがあると、生徒は精神的に不安定になり、さまざまな事件が起こりやすいものと思います。教育委員会と各学校との連携がうまくいっているとは思いますが、そのことも含めてご報告願います。

次に、学校の統合計画についてお伺いします。とかく学校統合は、子供たちの教育よりも、地域の過疎につながるかと教師の数が少なくなるとか本筋からずれたところの議論に終始し、教育委員会も逃げ腰になりがちです。しかし、同僚議員がよく話されることですが、小規模校の優秀な女生徒が高校へ行って一挙に大勢の生徒の中に入ったため精神的にもたなくなった例を聞くにつけ、いかに適正規模の学校での教育が大事かということがわかります。両津地区の東中、南中の統合も、地域というより生徒、保護者のそのような理解でスムーズに、しかも予定より早く統合したことは、地域の皆さんのレベルの高さ、民度の高さを象徴しているものだと思います。かつて日教組のように運動会で1番、2番をつけることは適切ではないというようなあんぼんたんなようなことは、今の教育委員会は考えてはいないと思いますが、適正規模の学校で競争という体験をさせ、高校へ行っても社会へ出ても競争に耐えられる強い子供を育てるべきだと考えますが、学校のあり方を含め、統合計画の現状を説明願います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。猪股議員の質問にお答えをさせていただきます。

10カ市町村が何で合併をしなければならなかったのか。その原点は何であったのか。したがって、その初心を忘れることなく、ポピュリズムに陥ることなく、自分の信念、原点を通せという趣旨であったというふうに理解をいたしております。ありがとうございます。

佐渡市の市町村合併は、旧市町村の財政上の課題、地方分権時代への対応などが背景にあります。特に当時の島内10カ市町村の財政状況は、どこでも税収が少なく、多額の起債残高を抱え、財政基盤が脆弱であり、今後の財政不安等を考慮して、合併による財政基盤の強化やスケールメリットによる効率化などを目指し、合併に踏み切ったものであります。国においても、合併直前の平成13年には構造改革に関する基本方針が決定をされ、また翌平成14年には三位一体改革を進めることが決定されるなど、地方財政を取り巻く情勢はより厳しくなる一方、地方財政計画の規模も平成14年度から減少傾向となっております。したがって、合併当時の状況よりもさらに厳しく、当佐渡市においては平成31年という目標を定めながらそれに向かって進んでまいらなければならないということで、今のご提示の心を踏まえながら、心を新たにしたところでございます。

特に人口減少ということは、大きな問題であるというふうに考えております。特に人口減少において一番の大きな問題は、地域購買力の低下、雇用の衰退等への対応であるというふうに認識をいたしております。しかしながら、佐渡の人口をふやすということは、これはなかなかできないわけでありますので、人

口減少を少しでも食い止めるといふことをやっていかなければならない。これは、前々から申し上げております。したがって、ハード、ソフト両面にわたりまして大なたを振るわなければならないといふことで、現在市内の係長クラスを中心にしたプロジェクトチームを発足をさせて、今進めておるところであります。私もまだ中間しか報告を受けておりません。しかしながら、本当に私自身も考えられなかったような方策が出されているといふことについては評価をし、これを来年度の施策にどう結びつけるのかをこれから私が考えていこうといふふうに考えているところであります。

もう一つは、人口の減らし方を少なくするといふことはもちろん大事ですが、減った部分についての、いわゆる先ほど申しました地域購買力が低下をする。それをどうやって埋めていくのかといふことが必要なわけです。その部分が今私が一生懸命やってるいわゆる産業振興と観光人口の拡大といふことでございます。そういうものについて、先般タウンミーティングを行いました。8月の9日から28日の10日、この間で10地区を回りました。これはタウンミーティングではなくてビレッジミーティングではないかといふご指摘もございましたけれども、一つの表現としてタウンミーティングと使いましたので、そのところあれでありますけれども、総勢390名のご参加をいただきました。本当にありがとうございました。その中では、基本的にです。基本的には要望をお伺いするのではなくて、私の1年4カ月間で方針に基づいてこういうことをやってまいりました。これをまだあと残った部分でやらなければだめなので、25年度からこういうことをやりたいと思います。いかがでございますかといふのが基本的なスタンスであります。したがって、一部の地域において要望も出たことは事実であります、基本的なスタンスはそういうことでございます。

要望につきましては、もしだったら後で必要ならば説明をさせますけれども、やっぱり一番多かったのが職員体制、職員の問題でありました。その次に図書館というのが、1位、2位でございました。この程度、そのほかぼつり、ぼつりとあったわけでありまして、そういうことでございます。

今後の市政運営につきましては、私は市民の声を謙虚に耳を傾けるといふことはやっぱり基本であるといふふうに思っています。これをおろそかにしたらこれ大変なことになるわけでありまして、それはやっぱり基本にしていかなければならないのですが、今議員がご指摘のように佐渡市10カ市町村が何で合併したのかというようなこと、これを踏まえながら、しかも佐渡の場合は平成31年という大きな目標があるのです。この今ビジョンをやってるのです。この目標をしっかりと見据えながら、これをどう実現をし、乗り越えていくのかといふこの方向について、私自身の説明責任の問題だと思っておりますので、市民に対してはこれはやっていきたいと思っております。特に25年度以降の私の方向といふ中で一番重点的に申し上げたのはこのことでありまして。地方交付税が減ってまいりますといふこと、それに当たって私どもの身をまず細めると、切り詰めていくことはもちろんでありますけれども、しかし70億、100億というようなああいふ単位になれば市民のサービスにも影響を及ぼす可能性があります。それは、ぜひご協力をいただきたいといふことを申し上げたところであります。

それから、一部ランドデザインといふこともご指摘があったわけでありまして、これ23年度中に一応のランドデザインはつくりました。つまり均一的な発展ではなくて、地域の特色ある発展を目指そうといふことでつくりました。そのときに地域審議会のほうともお話をさせていただきました。その際に地域審議会のほうから言われたのは、一つの方向性としてはわかったけれども、それぞれの地域としてなかなか

か具体的なものがないというようなご指摘もございました。したがって、4地区に分けたグランドデザインでありますけれども、それはこれからの基盤になるわけでございますので、支所、行政サービスセンター等と連携をしながら地域づくりの中で生かしてまいりたいと思っています。

なお、地方自治法第8条ということのご指摘もございました。これは、基本的にはそういう方向で行かなければならない。都市計画、いわゆるコンパクトシティー構想というのがあるわけですが、都市計画の基本はそこだと思っています。しかし、これは東京のど真ん中と僻地といいますか、佐渡の地域において、それがストレートにできるものではないと思っております。特に今回の合併によりまして、全国の市町村のアンケート調査を見ますと、過疎というものがどんどん進んできている。それにどう対応していくのが今後の課題だということも大きく取り上げられておりますので、その辺の兼ね合いを考えていかなければならないと思っております。

それから、農産物の輸出という問題であります。海外に出していくという問題であります。これは、私は前からこのことはやっていかなければならない。ただし、今新潟県でも日本でも一部取り組んでおりますけれども、輸出自体で利益を生むというのはなかなか難しいということも承知をいたしております。しかしながら、佐渡の場合はジアスの認定とかそういう国際的な評価をいただいているということ、そしてこのことを土台としながら佐渡ブランドというものをつくっていかなければならないということからするならば、あえてそのところに観光ということも入ってくるわけでございますので、積極的に進めていかなければならないというふうに考えております。この1年4カ月の間で特に何とか外国とのつながりを持ちたいということで、外務省を通じまして外交官を佐渡に何とかお呼びをして、佐渡のよさというものを知っていただきたい、こういうこともやっておりますし、先般中国から程大使もお招きをいたしまして、中国との問題についても話をさせていただいたところであります。そういうことからしまして、本年度はまず米とおけさ柿の輸出、これを目標に進めているわけでありまして、物産展なりを通じながらということも計画をいたしております。10月にはシンガポールの伊勢丹、ここに米とおけさ柿を持って行ってやりたいと思っておりますし、12月には台湾の物産展に参加をする予定です。こういうものを通じながら佐渡ブランドというものをこれから進めていく、そのことについてチャレンジをしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、TPPを踏まえた農業改革であります。農業改革のための底辺の維持ということは、非常に重要なことであるというふうに考えております。まず、その底辺の維持のために第一にやっていかなければならないのは、やっぱり地域内での対策であるというふうに考えております。なぜそれを申し上げるかといいますと、実は農地法第3条第2項の、これはここに定められているわけでありまして、耕作権の権利移動の制限の緩和、これがあるわけでありまして。これについて私どもは何とか特区でやっというところで農水省に働きかけましたが、農水省としては特区ではないので、とにかく本年度中にその緩和については対応するというお約束をいただきました。したがって、緩和ができるということになるならば、まず地域において担い手を特定をして、この地域をどうするかといういわゆる地域農業システムをつくっていかなければならないので、今年度から特にこの地域農業システムづくりというものを進めているわけでありまして。その中において、地域の担い手として位置づけをすることによって個人に対する助成、支援策というものもこの中で組んでいくということを進めているところであります。次にやる

ことが農業公社等々が、中山間地等直接支払制度がございます。こういうものの集落協定に参加をしながら、農地の保全とか、あるいは事務処理の、いわゆる事務の代行ということが非常に大事なのです。これは、耕作放棄地をどうするかということの以前に事務をどうするかということもございますので、これをやっていかなければならない。そして、第3番目には、やっぱり外から担い手を入れるということでありまして、これは、24年、25年度にやってまいりました。おかげさまで外から担い手を入れる場合に、私どもはほとんどIターンかなと思ったわけでありまして、半分がUターンであります。したがって、佐渡出身の方々が帰ってくるということでありまして、もう一つはやっぱり今インターンシップもやっているわけですが、この前も申し上げましたけれども、今9人のインターンシップ生が佐渡に入ってきております。そのうちの4人が佐渡出身で今大学に行っている学生であります。その学生たちが異口同音に言うのは、とにかく佐渡で勤めたいのだということで今一生懸命やっているわけで、1人はもう決まりました。したがって、そういうことを第3番目にやっています。

ただし、そのことはやっていかなければならないけれども、農家だけでこれをやっていくということは非常に私は難しい面があると思っています。特に企業参入というものは、例えば圃場そのものを等高線に直すというようなことの重機、こういうものも企業も持っているわけでありまして。したがって、企業参入ということはこれからどんどん進めていかなければならないわけでありまして、これは全国的な部分として農地法第3条第2項に定めるいわゆる権利移動の制限ということがひっかかっております。したがって、これを崩すということはなかなか全国的には難しい。したがって、これはそれこそ今回制度ができて上がる離島特区の中で挑戦しようということで今調整をしている最中とございます。このことと並行して、農地の取得が可能だということに国に働きかける、その特区の中でやるとともに、建設業協会とかあるいは集落との話し合いがどうしても必要であります。そういう受け入れ態勢ということをやっているかなければならないと思っています。私は、インセンティブとして、この特区によって農地を取得をする、あるいは農地を借り入れるときにもスムーズにできるということ、もう一つは中山間地域等直接支払制度等を、そこに合わせて中山間地域等直接支払制度のお金をその中に一緒に入れていくという地域合意、そしてもう一つはマーケティング、これを橋渡しをするということが私は一番のインセンティブであるというふうに考えているところであります。

農業委員会の改革、耕作放棄地対策については、農業委員会から報告させます。

次に、新庁舎建設につきましてであります。現在基本構想のまとめを将来ビジョン見直し作業と一体的に行っているところであります。先日特別委員会ではこれを説明させていただいたわけでありまして。今後パブリックコメント等々を経て、議会、市民のご意見を伺いながら構想をまとめるということでありまして。

一方、中央図書館については、きのうも私申し上げましたが、図書館と図書館図書の必要性ということについて、私は2点の点に絞らせていただきました。そして、その必要性からした場合に今の中央図書館、あそこにあることが本当に正しいのかどうかということを考えて場合に、救急車の音がピーポー、ピーポーする中であそこに中央図書館があるということは、私はあってはならないことだ、不自然だというふうに考えております。では、それをどこにどうつくるのかということについては、中の機能、図書の数、そういうことを踏まえて面積を算定をする。そのことを教育委員会のほうに今していただいているわけで、そういうものを含めまして、新庁舎の中に入れるかどうか、いろんなことを含めまして検討を今させてい

るところでございますので、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。

教育行政、これにつきましては教育長のほうから説明をさせていただきます。

以上でございますが、何か漏れておりましたらまた後で。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

まず、全国学力テストの件でございますが、今年度小中学校とも国語、それから算数、数学で学力テストが実施されました。佐渡市の小学校においては、国語、算数ともに国の平均正答率とほぼ同程度です。県の平均正答率は、佐渡市よりもちょっとよいということで、佐渡市のほうがやや低かったという結果でした。中学校においては、国語、数学ともに県及び国よりも低く、特に数学のほうはかなり正答率が下回っているという状況でした。

次に、いじめ、暴力についてという件なのですけれども、学校から教育委員会に報告されております生徒指導上の問題行動件数は、平成24年度は38件、平成23年度は39件で、ほぼ横ばいでありました。平成23年度との比較の特徴として、対教師暴力は激減しましたが、いじめの報告は増加しております。本年度は、1学期段階での問題行動報告数は15件報告をされておりますが、その中でいじめは4件、暴力行為は生徒間暴力3件、対教師暴力で2件でした。市の教育委員会では、その都度問題行動への学校の対応について報告を求めて、指導、助言をしております。今年度からは、教育委員会の指導主事のほうがデスクワークだけではなくて、何かあればそれぞれの学校へ出かけていくという体制を4月からとっております。いじめの件に関しましても速やかに対応することが大切であり、対応を先送りしないこと、もしくは暴力事案では学校だけでは対応が困難な場合には警察等の関係機関に相談して対応するように指導をしております。

次に、学校統合の件でございますが、学校統合につきましては、社会性の育成、切磋琢磨できる教育環境の整備等、十分な教育効果を上げるため、複式学級の解消を最優先に進めております。なお、地域の同意が得られなくても、その後教育方針とか教育内容の調整等、話し合わなければならないことがありますので、同意得られなくてもその後二、三年かかって統合ということに現実問題としてはなるのかなというように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 堀口農業委員会会長の答弁を許しますが、簡潔にひとつよろしくをお願いします。

○農業委員会会長（堀口一男君） おはようございます。お答えしたいと思います。

農業委員会の改革、定数並びに耕作放棄地の問題でございます。平成23年の改選のときに、猪股議員、23年の3月定例会におきましての一般質問にも私お答えした記憶がございます。その状況のときに選挙による委員を4人削減させていただきました。それは、新穂、金井、畑野、真野地区でございます。そして、36人でございます。

今後さらなる削減というふうなお話であります。我々農業委員会としても自らやはり今の農業委員会の体制並びに今後の活動を考えながら、平成26年7月の改選に向けて現在また定数等の検討委員会を立ち上げて、今検討、審議しているところでございます。

特に耕作放棄地につきましては、先ほど市長のおっしゃられたとおりであり、現実的には大変、高齢化

に伴い、遊休農地、荒廃農地、そして耕作放棄地へ移行しつつあります。全体の1割強が耕作放棄地と見られます。そのために、きのうも申し上げましたように、確実に現況、現地を調査したいということで前向きに取り組む考えであるわけでございます。議員の指摘のとおり、条件の悪いところから田畑が、耕作放棄地が進んでいるのは現実であります。その一因は、やはりこの経済、デフレの状況と高齢化、物が安い、つくっても売れない、こういう板挟みもあり、大変農家の皆さんご苦労されております。ソバつくってくださいよと、1年つくりましたが、なかなか販売ができない、買ってもらえない、在庫が残ると。米しかりであります。そういう状況の中で、大変農家の皆さんも努力しながらも苦しんでいる状況でございます。

そういう状況にありましても、農家の、また農業者の皆さんとともに、地区担当委員、我々は受け手農家の掘り起こしのために、関係機関と連携しながら何とかならないかというような、新規作物含めて、小木あたりにつきましてもタマネギ含め、ミカン等の植栽含めながら努力しておりますが、先行き大変、T P Pの問題が前に見えておりますので、その状況の中で皆さんがやはり右往左往しているのが実情でございまして、我々農業委員会も資質向上を図るために研修、視察等含めまして農家に情報提供、全国農業新聞始め、農業委員会だより等を含めながら、皆さんに周知徹底し、荒廃農地の取り組みについては全国でやはり喫緊の課題で、農業委員会取り組んでいる課題でございます。我々も前向きにこの問題については考えていきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） それでは、まず教育委員会のほうから質問したいと思います。

学力テスト、中学校特に数学が低いということなのですが、これは中等教育学校は佐渡市の中学生の中に入れているのですか、それを外しての平均ですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 中等教育学校は外しております。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） そうしますと、やっぱりそれはそのレベルだろうなということは理解ができます。

これを中等教育学校を入れて、そのデータをもらうというわけにはなかなかいかないということですか。

私は、それをもらって佐渡市の子供たちのレベルというものが教育委員会あるいは市民も含めて認識できるのが一番いいのではないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

中等教育学校のほうは、ちょっとそれ数値は公表したくないということで、きちっとした数値はちょっと教えてもらうわけにはいきません。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） そうすれば、そこそこ小学校は頑張っているし、中学校はもう一踏ん張りしなければいかぬというのが佐渡市の実態だということで、ぜひ教師の先生方には頑張っていたきたいと思えます。

次に、いじめと暴力なのですが、私ここで1つ忘れたのですけれども、今はないかと思うのですが、とかく商店とかそういうところの万引きというのがよくあって困るということを前聞いたことあるのですが、そういうふうなことで警察や商店街からそういうふうな報告はあるのかないのが1点。

もう一点は、いじめ、暴力という基準が非常に難しいのではないかとあって、教師も困っている面もあるかなと思うので、その辺が、いじめ、暴力はないほうがいいに決まっておるけれども、我々の感覚からして、天理大学の1年生のできの悪いのに平手打ちしたぐらいで何であれが暴力になって謝らなければいかぬ、私一向にわからない。1年生がぐあい悪ければ2年生と一緒に連帯責任で正座させられるし、それが終われば2年生が1年生に正座させる。げんこつで殴るとか、そういうことはなくても、やっぱりきちんとした先輩、後輩、あるいは掃除とかというもの、そんなの当たり前で、それをちょっと説教したからといって、今何かそういうことに非常に機微になっているというか、そんな気がしてならないのですが、教師もいじめ、暴力というものの基準というか、判断というか、その辺について悩みはないか、その辺はどんななのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

万引きの件なのですが、これはやはり業者のほうもなかなか言いにくいところがあるのかなと思うのですが、平成23年度は4件、24年度3件、それから25年度、ことしは1件ということで、ほとんどないということです。

それから、いじめの件なのですが、これもいじめのどういう形態があるかということで多少細かく分類していきますと、例えば小学生の場合では、言葉でいじめられたとか、それから嫌がらせをされたとか、それから仲間外れというのでしょうか、仲間外れというようなことで、保護者もしくは児童から話があったときには調整をしていきまして、簡単に片づけば1件の事案というようにして件数としては残しません。これ同じことで中学生の場合は、いじめというのはちょっとしたゆすり、たかりとか、金銭、お金ちょっと持ってこいやとかという、そういうものとか、それから今メールとかブログとかIT関係の、私わからないのですが、そういうところで誹謗中傷といいますか、そういうことがありまして、だからどれ以上がいじめかという、これかなり問題であって、とかく先生方も苦勞をしていると思うのですが、一応児童生徒もしくは保護者からそういう訴えがあった場合にきちっと調べてそれぞれ対処をしていくという、そのような体制をとっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 私いじめとか暴力というのは、保護者関係なく学校の中で処理すればいいなと思って、そういう意味ではモンスターペアレントみたいなのが佐渡にはいないと思うけれども、そういう保護者がいると本当に教師は気の毒だなどは思いますが、全国的な問題でもあるので、透明性を確保して、だからといってこの学校は悪いというふうなことではなくて、件数が私はよくやったからといったって、そ

うこのことは問題ないと思う。それよりも万引きとかという、あるいは陰湿な、昔でいうシカトというの  
ですか、そういうふうなことはやっぱり精神的なダメージが多いのではないかなと、こう思うので、ぜひ  
その辺は、教育長も学校の教師のOBですから、指導してやっていただきたい。

次に、学校統合ですけれども、どうも吉田課長、とにかく自分が2年間おるときだけ過ごしてしまえば  
後の人に任せるといようなことになっているのではないかと心配するのです。だからもっと、例  
えば私の地域でもやろうと思えば進められるところがあるのに何で手をつけないのというふうな感じがし  
てならないのだけれども、あなたのほうでは計画的に本当に進めているの。東中、南中なんかあれは非常  
にうまくいったと思うのだけれども、あれはやっぱり地域というか、保護者や生徒がチームプレーができ  
ないとか、いろんな学校生活に小規模校よりも大きい学校のほうがプラスだということ全部わかっている  
から早くできる。そういうところは、恐らく保護者なんか思っている人も多いと思うのだけれども、なぜ  
そういうのを取り入れてもっと前へ前へ進めることをしないのか不思議なのだけれども、課長はどのよう  
に認識していますか。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明をいたします。

学校統合の計画につきましては、後期統合が29年までございます。したがって、30年の目標の校数  
としまして、今現在小学校24、中学校14校ございます。最終の目標は、小学校17、中学校10とする目標で  
ございますけれども、後期統合は昨年24年度から実際計画には入っております。ただし、昨年につしまし  
ては閉校等の業務等がかなりございまして、実際行けなかったのは事実でございます。なお、今年度につ  
きましては、統合の件について7月の教育委員会のほうには1回諮った形をとっておいて、今後も後期、  
下半期になりましたら各地区のどういった統合のケースがよいかということ再度教育委員会のほうにお  
諮りをしてから地域説明のほうに入っていく予定でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これ以上言ってもしょうがないのですけれども、幾つもこうして、この前図書館見  
て回ったときに、通っていくわけですから、この学校どうなっているのかなと思ながら回ったわけですが、  
とにかく私たちの子供のころのことを思っても、やっぱり人数が多いほうが絶対将来子供にとっては  
助かるというか、経験になるというふうに思うので、できるだけさっき教育長が言ったように複式学級を  
早く解消できるところは解消して、大きな適正規模の学校にするように一層汗かいていただきたいこと要  
望しておきます。

次に、農業委員会を先お願いいたします。今会長のほうがお話ありました。この前4人減らしました。  
これ以上はなかなか、私はこのままだと減らないと思う。あるいは、まず最初に減らす必要があるのかな  
いのか。同規模の、例えば私が調査したときには、新発田があって、新発田が全部で39人でしたと記憶し  
ているのですが、新発田あたりのやり方と佐渡市のやり方では違うのかどうなのか、その辺、局長、何か  
調べてありますか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） ご説明いたします。



先ほど会長からもご説明があったとおり、23年の改選期に40人から、選挙委員ですけれども、36人に4人減員したということであります。それでもってほかの県内の、県内には農業委員会が35委員会あります。その農業委員会の選挙委員による1人当たり受け持ちの農地面積というものを調べてみました。佐渡市は、上位、上から9番目、1人当たり約241ヘクタール。一番多いところで長岡市の384ヘクタール。2番目に上越市の368ヘクタールと。以下あるのですが、佐渡市は上から9番目ということで、35農業委員会あるうち9番目ということで、結構1人当たりの受け持ちの農地面積を持っているというふうに認識はしておりますが、来年度からまた大幅な予算削減になりますので、この後引き続き検討委員会に諮って、どういう方向になるのかちょっと私ここでははっきり答えられませんけれども、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 私も2年間農業委員、議会選出の農業委員をさせていただいたのですが、農地を林野にしたり、宅地にしたりするというのが、こういう今の言い方ではよくないかもわかりませんが、めくら判で100%です。農協があそこへ何か建てるという、1等地の国仲の田んぼを潰して建てる。私は、反対したけれども、大部分が賛成。基本的に何かそういう団体とかいろんな人が言ってくると何でも認めてしまう。そして、1等田を潰すことにそんなに苦にならないという私は農業委員の多くの方々にちょっと疑問を持ったのですけれども、まず今の農業者人口がさっき会長が言われたようにもう次から次に高年齢化して、去年までつくってもらったものがもうつくれぬし、そのまま放置しておく。そうすると、災害が起きて、小規模災害でたんぼもつくっていないのに5割出して、市役所から5割もらってあぜを直す。そんなようなところが次から次ふえてくると思うのですよ。これは、農業委員会だけの問題ではなくて、農林水産課の課長のところも問題あると思うのですが、これを何とかするために農業委員会は調査はするけれども、提案というか、施策というものを打ち出していない。打ち出す必要はあるのかないのか。農政何か部会というのあるではないですか。そういうところこそ研修したことを提案をして、例えば執行部に提案するとかということをしらないの。その辺はどうなのですか、局長。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長。

局長、もうちょっとマイクの使い方をどうかするか、声を大きくするか、どっちかにしてください。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） まず、1種農地への施設の建設ですけれども、通常は生産性の高い1種農地には施設の建設はできません。しかしながら、地域の農業振興を目的としたような施設、そういったものは可能であります。

また、耕作放棄地対策なのですが、議員のおっしゃられるように先進地回ってみていろいろ教えてもらっているのですが、やっぱり相手方も農業委員会制度ではちょっと打つ手なしというようなのが現実であります。先ほど市長からのご説明の中にもありましたように離島特区というようなものが認められると、そういった暁になれば、一般の法人が農地を所有できるというようなことになればまた大きく変わってくると思います。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これ以上詰めても詰められることもできないと思うので、これは農業委員会だけで

はなくて農林水産課の課長のところとの関連が大いにあると思うので、逆にそっちが主体だと思うので、ぜひ連携をとってやってください。

そこで、この前4人減らしたといいますけれども、来年夏の選挙でどうするのか。私は、選挙区のあり方を、先ほど言いましたように一島一市になったのだから、旧市町村単位ということではなく、例えば両津も2つの選挙区、両津市のときからそうですから、分かれていたけれども、それを1つにする。南部を1つにする。国仲を2つか3つに分ける。こういうふうにして大胆な選出の仕方をしないと、これ以上農業委員会の改革はできないと思います。その辺は、会長はどのようにお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） 議員のおっしゃるとおり、私も改革は地域の活性化含めてやっぱり成長戦略の中に、佐渡においては重要なことだとおっしゃるとおり理解する1人です。その中において、ブロック別ということで、両津さんのお話出ましたように、合併前は選挙区1つというお話がありましたが、両津は都合により第1区、第2区の2つの選挙区設けております。現在委員6人でございます。やはり今回の中においては、当然見直しの中で検討されると思いますが、それと南部とか国仲とか、そういうブロック別な選挙人の中で定数を削減というお話であります。確かに考え方としてはいいと思います。今も小木地区で選挙区2名であります。しかし、転用申請と農地法3条等の現地確認については、今まで2人だったのです。今非農地の確認作業については3人規定になっております。そのために私のところ羽茂さんから1人借りてきて、現地確認の状況であります。先ほど局長言われたように、守備範囲が佐渡市は240ヘクタール、新発田については340ぐらいかなという記憶しております。そういう状況において、新発田と佐渡市は違います。全体の平均の耕作農地は、佐渡市は1ヘクタール強で、新発田は2ヘクタールと、条件的に全然違うような気がいたします。それを含めて定数については、再度今のご指摘の問題について検討委員会で十分審議をさせていただくようお願いさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 最後に、私も出ているときに研修旅行は行かなかった。観光バスにガイドつけてみんなで行くような研修旅行は慰安旅行と同じだというふうな認識で、私も同僚議員も多くの議員は行かなかったのですけれども、やはりこれも選挙で出ている議会と同じことですから、各部会とか委員会とか、2つの目でいっぱい分けて見ればそれだけ多くのことが研修できるわけで、観光バスにガイドをつけて全員で行くという慰安旅行のようなことはもうやめるべきだ、このように思うのですが、会長、その辺の認識はいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） 今のご指摘のご発言でございますが、我々としては視察、行政地区へ出かけると。地元の農業委員会、また行政の職員と先に現状、地内の視察の中身をお話を聞き、それから我々現地へ行きます。そういう時間帯考えるとやはりバスが利便性もあります。交通体系、過去において私もそういう考えに基づきましていろいろ研究した経緯もございますし、また今慰安旅行的なことおっしゃいますが、バスがガイドつきという、たまたま私がお願いした交通バスが安全という、やっぱり運転手1人では不安という、ガイドがついてきてくれますよと、では我々は断るわけにもいきませんから、お願いしますと、そういう状況にあります。そういう中において、確かに行く以上は、今回能登のほうに行きま

した。1泊は民宿、もう一泊はホテル。やっぱり国の補助事業の中身の中で、佐渡市の常識の範囲内の中で極力オーバーしない形の研修旅行をさせていただいておるのが現状であります。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） いろいろと言いわけはお聞きしましたが、市民が一応聞いていますので、その辺は市民がそれぞれにご判断されると思いますが、来年夏の選挙です。やっぱり各地区とも農業委員会の選挙はどうするかということ考えますので、早目に定数並びに選挙区を決めて公表していただきたいということ強く要望しておきます。

さて、今度は市長のほうに質問を移させていただきますが、相当私厳しく言ったのですけれども、余り強い反論が返ってこないものですから、2回目以降の質問がちょっとにくいところがあるのですが、まずちょっと先ほど言い忘れたのですけれども、こういうデータもあるのです。厚生労働省の25年度の発表によりますと、18歳から39歳までの男女について、恋人や異性の友達がいない人、男が約62%、女が約50%。私まことに異常だと思うのですけれども、いろいろな理由があるようですが、さっき言った福田恆存が言ったような指摘も当たっているのかな。市長や我々の時代には考えられない、これだけ異性とつき合っていないというのは考えられないことですが、それも少子化の一因かなと、このように思います。

そこで、質問に戻りますけれども、今言った人口問題ですが、ことしは3,000万、各地区に活性化のために資金を出した。それはそれでカンフル剤としては確かに効果があるかもわかりませんが、これが将来に私はずなるとは必ずしも思わない。しかし、これは当面は続けていったほうが地域は喜ぶでしょう。しかし、私は根本的にさっきの人口問題を変えるためには何かインパクトのあるものをやらなければならぬと思うので、時間がないので、後で必要だったら詳しくお話ししますが、昨日同僚議員がオリンピックが東京へ来て、東京へ、東京へということになると。そうすると、我々のときのように東京の地価はどんどん上がっていきだろと思うのです。私は、それを逆手にとって、佐渡にそれこそシルバータウンを構想する。これもPFIでやれば市にそう負担がかからないと思うのです。これは、とっぴなことですけれども、実は新潟県のある市で、ある自治体でこのことを計画したのですが、近くに病院がないばかりに白紙に戻った。そのことを、私の友人のある大学の医学部の教授の発想でありますけれども、聞いております。例えば1,000人規模の、我々のようなりタイアしたのが500夫婦来るとすると1,000人です。そうすると、そこにコンビニもレストランもカフェも理髪店もいろんなものが出る。そして、そこから病院に近いとすると、そういうところを探している、こういう関係の業者がいるそうなのです。1つこれ提案をしておきますから、人口対策として、確かに市長が言うように今よりふやすよりも減らすのを少なくするというのを、この3,000万のうちに入っているのかもわかりませんが、工場を持ってくるのではなくて、そういう考え方も1つあるということ提案しますが、今突然に言ったので、市長もちょっと困惑しているかと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回、先ほどちょっと言うの忘れましたが、タウンミーティングの中でカジノという話がずいぶん出てまいりました。これは、即効性あるのかわかりませんが、私今の

ところ考えておりませんということ申し上げました。今議員がおっしゃいましたいわゆる高齢化に対応してどうしていくのか。さらに、オリンピックが7年後に入るわけですから、東京の地価が上がる。なかなか施設ができない。それが地方に来る。まさにまだ完全に具体的な案ができていないものですから、まだ公表しておりませんが、実は今進めているのです、そういうことについて。三菱総研と、それから東京大学との間で今組んでいるのですが、プラチナ構想というのがあります、これを佐渡を福祉のモデル地区にしようということで今やっています。来月早々に東大の浅島先生とも打ち合わせをするわけでありまして、そういうことは当然頭の中に入れてやっておりますけれども、ただ言うのは簡単なのでありますけれども、なかなかそれを実行に移すというのは、いろんな計画をやっていかなければならぬものですから、そういうことはやっておりますので、そのうち芽が出ましたらご報告申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 余分なことですけれども、やっぱりこれはPFIでやるにしてもがちょっとした企業が、例えばそんなところは来ないと思うけれども、森ビルのようなきちとした大きな会社、信頼できる会社であれば金融機関とかいろんな人たちが協力すると思うので、ぜひ今の市長の構想が、具体的にどういう構想かわかりませんが、私もそのような考え方をしているので、ぜひ進めていただきたい。そうすると、そこに若者の働き場所ができるというふうに私も考えます。

次に、タウンミーティングですけれども、私この中で大事なことはサイレントマジョリティーを十分認識する必要がある。309人お集まりいただいた。多分私はそういう人たちは私どものようにリタイアした高齢者が多いのではないかなというふうな気がする。高齢者が悪いというわけではない。そうしますと、なかなかアンケートをとるのも難しいわけですが、これはやっぱり市長の政策というものを前面に打ち出して協力を得るといふことにしないと市民の声を聞くというのは、昔から役人だった人わかるでしょうですけれども、審議会なんていうのは隠れみのにすぎないわけで、私はそういうものを余り信用しておりません。したがって、これは4年間任されたわけですから、市長は自分のやりたいように、やりたいようにという言葉は悪いですが、やっていただいて、それを市民が是とするか非とするか、そういうふうにしてやっていただかないと、何か民主主義はお金と時間がかかるというのわかりますけれども、余りにもさっきの統廃合にして何もそうですが、時間がかかり過ぎているような感じがするのですが、もう一度市長の認識を聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ほかの議員の方からも2S3Kではなくて1S3S3Kなんていうご提言もいただいております。だから、そういう意味では私の政策というものがなかなか見えづらいということもあるのかもわかりませんが、しかし、私なりに一つのポリシーを持ってやっているつもりですし、これは議員に対して申しわけないことになるかわかりませんが、1年と3カ月の中でそれが見えるということが、もしも仮にそれが実現できたとすれば、今までの市長とか首長は何していたということになるわけでありまして、そういう意味ではもうちょっと見ていただきたいと思っています。ただ、その気持ちは持っております、頑張りたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） それでは、時間もないので、農業政策に移りますが、いろいろ市長もあっちこっち展開を考えて動いているように先ほどご報告聞きました。私は、もう一つつけ加えるのがあるのは、海外に売ることもさることながら、日本の在外公館、もう全世界に行っておるわけですから、そこではほぼ毎週パーティーをやっているわけです。そうしますと、その公館で、大使館なり領事館で佐渡市の認証米を使ってくれるような方法がないか。これは、高い給料もらって、これで遊んでいるとは言わない。余り仕事もない藤井総合政策監がとにかく中央省庁行ってもっと汗をかくべきだと思う。外務省行くなりなんなりする。農林省行くのかもしれないけれども、その辺総合政策監はどのようにお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

佐渡のブランド米の海外へのPRにつきましても、現在私のほうで勉強させていただいております。本省、観光庁関係あるいは外務省関係でございますので、どういった形がPRにつながるのか、海外のほうに送るほうがいいのか、あるいは在日のほうがいいのか、そういったところも同期含めて情報収集をしているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 今世界ですしブームですから、もうお米と、スチームドライスというのは世界でもあれしていると思うのですけれども、十数年前か私カナダ行ったとき、ヒルトンとかシェラトンとか大きなホテルのレストランでもスチームドライスありますというふうになっているわけで、これからはもっとそういうふうなことがあるので、その中で盛んに福島のことを言われているので、佐渡のお米は5割減で農薬が少ないのだから、安全だということPRすると、恐らくその米を使いたいというふうな大使館や領事館、また外国の方々多いと思うのだけれども、ちょっとその辺をうまく何か組み合わせてもうちょっと進めてもらいたいと思うのですが、基本的な考えを市長にもう一度確認します。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ここで種明かししますけれども、外交官という話は議員からもいろいろご指導いただいたわけでありまして。したがって、外務省、当時の事務次官、今ではございませんが、当時の事務次官をお願いをしまして、よし、それではやっていこうという話になって、今進めつつあるわけです。これやっぱり、さっき総合政策監の話もありましたけれども、総合政策監というのはこれ役人でございまして、役人というのはなかなかできないのですよ、そういう点では。そこへいくと、何でもかんでも言える、政治の世界にいるのは何でも言えるものですから、そういうところから突っ込んでいくということも大事だと思っていますので、彼とセットになりながらこれから進めてまいります。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 私ここで耕作放棄地の対策についていろいろちょっとご答弁いただいたのですが、簡潔に一般の市民が来年から田んぼつくれたくないわというふうなお年寄りに対して、何年後もしかしたらこんなふうになりますよということもちょっと具体的に、もうこれからどんどん小作してくれる人がいなくてやめる人が多いと思うのですが、ちょっとその辺うまく説明してもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 3つあります。1つは、今の状況でそれぞれの地域の中において、俺さっぱり年とったので、もう田んぼつくれません。誰かがつくってくればそれ耕作放棄地にならないのです。ところが、つくってくれる人がだんだん、だんだん少なくなっているという事実。もう一つは、少ないつくってくれる人がもしも自分の持っている田んぼを荒らしていたとする。どこか山の天頂のようなところで、とつてもつくつてもだめだと荒らしたとする。そうすると、その人が農地を任せてやるということができないのです。これ農地法上あるのです。これではうまくないと。だから、山の天頂のところはほっておこうと、そこはしようがないと。だけれども、なるべく平らなところについては、隣のじいちゃん、ばあちゃんがつくっているのができなくなったから俺やると、それをできるようにするというのが1つです。これが第1点です。もうからもう一つは、やっぱり公、つまり公社等がなかなかやりづらい部分がありますが、それを何とかやっていくというものが1つ。もう一つは、どうしてもできないということがあるので、企業、特に株式会社、建設業の方々から参入をしてやってもらうと。この3つです。

それから、この対策をとったとしても耕作放棄地はゼロになりません。絶対になりません。したがって、今佐渡の場合、1,070ヘクタールあるはずであります。これを赤いのと黄色いのと緑に分けなければだめなのです。赤いところは、もう物をつくるのでなくて、そこは景観作物を植えるとか、こういう形で農地利用を考えていかなければだめであります。したがって、それは、並行してやっていかなければならないことだと思っています。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 大体方向はわかりました。

最後に、では庁舎、図書館、これについては同僚議員もいろいろ聞いておりますのですが、私はある7月の土曜日に3日に分けて図書館を見て回ったのですが、南部で唯一土日やっている小木の図書館へ、ずっと両津、中央図書館、真野と回っていったのですけれども、小木に昼過ぎに着いたら港に人誰もいないのです。それで、何かこんな雰囲気のところどこか俺行ったことあるなと思って、そして図書館駐車場がないようなところだと思ったもので、歩いていったのです。何かこの雰囲気どこか行ったことあるぞというのに全然思い出せない。そしたら、その図書館の白い壁にツタが絡まって、昼下がりに、どこかで聞いたことあるぞ、ひなびたまちの昼下がり、図書館の前に俺一人しかいない。あ、そうだ、ちあきなおみの歌にこれそっくりだと。図書館の前へ行って俺一人で、ツタが絡まった白い壁があって、暗い待合室ではなくて真っ暗なアマチュア美術館。えっ、どこか行ったことあると思ったら、これちあきなおみの世界にそっくりだなと、こう思ったのですが、このほかの図書館も全くそのような。それで、今市長は、これ通告してありませんけれども、小木・直江津の航路について観光客をふやしたいと思うけれども、7月の土曜日の天気のいい日に昼下がりにたらい舟のところも誰もいない。だからどうだというわけではないですが、この現実、さっきから最初から言っている現実をよく見据えてこの図書館問題を考えていただきたい。図書館ではなくて図書室でもいい。何でもいい。真野みたいに子供たちが集まって土曜日に勉強しておった、これいい姿だなと思って、そういう場所は提供してやるべきだ。特にアクセスが悪いのだから、東京と違って。しかし、その形はいろいろな形を考えるべきだなと思って、私は行ってびっくりした。私は、いいかげんなこと言っておるのではなくて、昼飯過ぎなものだから、同僚議員に電話して、どこか昼飯食うところ教えてほしいということ電話したから、同僚議員が必ずそのことは記憶に残っていると思うので、

いいかげんなこと私言っているわけではなくて。

それと、もう一つ、さっき市長は非常に慎重な姿勢を示していたのですが、私も財政的には増築がいいと思ったのですが、高野市長のときに私は女子校を庁舎にすべしだと主張したのですが、そこは専門学校が行った。そうすると、単独で建てるなら、やっぱりどうしても金井に建てるならスポーツ公園がいいなと思って、私しょっちゅうあそこへ行って見ておるのですけれども、あそこの土地は私が聞いておる話では95%ぐらい佐渡市の土地だというのですが、やっぱりお城というのは100年後の佐渡市民にも使えるものにするためには、市長は悪く言われるか知らぬけれども、きちんと建てるべきだと。当初私も市役所をそんなに立派にするよりも不満を言う市民たちの手当てをすべきだと思ったのですが、もう10年たつてここまで来たわけですから、市長も私もあと20年も30年も生きておるわけではないので、その時代の人たちのために今何を残してやるかという、そういう5万市の形のもので、5万市として佐渡市が生きていく、あるいは観光地、農業、そういうものを20年、30年後の人たちに残していくためには今何をすべきかというのを私はまた逆に戻って考えるべきときだなと、こう思うのですが、このことについては非常に市長に対する各市民からの批判やポピュリズムみたいなことを言う人が多いと思うのですけれども、市長は答弁する必要ありませんけれども、ぜひとも真の勇者になってもらいたい。真の勇者とは、自己犠牲を払うことを覚悟すべきだと思うのです。私みたいないいかげんなのでも自前でPRしていくというの、これもある意味の自己犠牲だと私は思っておるのですが、そのことを覚悟してやらないとこれはいつまでたつても結論が出ないのではないかと心配しております。

それからもう一つ、アンケートをとるといってもこれも大切ですが、大昔に空港賛成か反対かという、近藤元次さんのときに青年会議所というところでアンケートとったことあるのです。そのときに新潟大学の先生に相談したら、サンプルが300でも1,000でもそんなに変わらないというのです。あのときどうしてとったかちょっともう今記憶ないのですが、新潟大学で相談したときのサンプルのとり方そうなので、私も内閣支持率、2,000かそこらでどうしてこんなものだと思うのですが、意外に統計学というか、そういう学問からいうとそういうことらしいことを数十年前に新潟大学の先生から教えてもらった記憶あります。したがって、アンケートをとることも私は不必要だとは言いませんけれども、ここは何しろ市長のきちんとした将来の佐渡市に対する姿勢、市民に対する説得、そのことが必要だと思うので、ぜひとも覚悟を持って、真の勇者になる覚悟を持って進めていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（祝 優雄君） 猪股議員、非常に重要な事柄なので、市長から答弁求めておいたらどうでしょう。
- 17番（猪股文彦君） では、議長がそこまで言うなら再度のご答弁を求めます。
- 議長（祝 優雄君） 甲斐市長。
- 市長（甲斐元也君） 貴重なるご所見、ご意見とご指導いただきました。肝に銘じまして、真の勇者になれるかどうかは別としても、一生懸命頑張らせていただきますので、議員の方々からもよろしくご指導をお願いしたいと思います。
- 17番（猪股文彦君） ありがとうございました。
- 議長（祝 優雄君） 以上で猪股文彦君の一般質問は終わりました。

ここで休憩といたします。

午前 11時27分 休憩

---

午後 1時30分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。

「飛べ！ダコタ」の映画を見させていただきました。これがそうですけれども、皆さんもごらんになりましたか。ヒロイン、彼女が「二度と戻らなくてほしい、この村の女たちを不幸にするような時代には」と叫ぶシーンがあります。戦争は、いつでも子供、女性、若者、お年寄りなど弱い立場の人たちが犠牲になります。二度とそのような戦争の時代には戻らないでほしいと訴えています。平和を願う思いをここ佐渡から日本、世界へ、そして未来へ伝えていく、市民の皆さんや映画監督の優しさの中にも力強いメッセージ、伝言の映画だと思いました。安倍首相、あなたは日本を海外で戦争する国につくりかえる集団的自衛権など、国民の意見を聞かないで、消費税増税、TPP、原発再稼働、オスプレイなどを進めて暴走している安倍首相には、この「飛べ！ダコタ」の映画を見ていただきたいと思いました。

一般質問に入ります。第1の質問は、消費税増税について。アベノミクスで景気が上向いているという報道がありますが、全く実感がありません。ほとんどの皆さんは、株でもうかったということに縁がないし、給料はもちろん、ボーナスも上がっていません。はっきり言って景気回復の実感はないのです。仕事は厳しく不安定な雇用で、長時間必死に働いて少ない給料で何とかやりくりしている人がとても多いのです。そうしたところへ7月からガス代値上げと9月から電気料金値上げ。ガソリン代は、新潟と比べて10円も高いと。食料品の値上げのラッシュ、値上げの殺到が押し寄せています。生活必需品の値上げは、若い世代からお年寄りまで全ての世代を直撃して、今市民は大変な生活をしているのです。保険料の値上げ、生活保護費の削減に、そして10月からは年金削減が行われるのです。また、医療機関や介護事業所は、器具などにかかわる消費税を医療費や利用料に転嫁できないため、増税分は持ち出しとなり、病院、事業所潰しが進みかねません。

共同通信が消費税増税について世論調査しました。これは地元新聞ですけれども、一面に大きく報道され、消費税率5%から8%へ引き上げについては予定どおり実施すべきという意見は2割程度しかなく、行うべきではないと、先送りすべきだという意見が7割と圧倒的多数を示しました。

佐渡市の大変な状況の中で増税を今やっていいのか、今やったら大変になると、ここが問われているのです。今やったら市民の暮らし、経済、観光などますます大変になるのです。佐渡市の代表として市長は、島民生活を守るために増税を今やったら大変になると、消費税増税中止を国へ正式に要請すべきです。力強い答弁を求めます。

安倍首相は、8%に引き上げるかどうかの判断を来月10月1日に正式に行うと。待ったなしです。議会にも今回佐渡民主商工会からも請願、意見書の国に提出が求められています。皆さん、消費税賛成反対も



含めて、今増税やるべきでないと、この1点です。

第2の質問は、新潟県立佐渡中等教育学校の学校給食、佐渡市の学校給食センターの維持管理にかかわる経費負担について。佐渡市は、設置者である新潟県に対して、学校給食を存続、継続し、学校給食センター維持管理経費の応分の負担を要望すると言いましたけれども、市長と教育長は県へ行ってきたのか、どう対応したのか、答弁を求めます。

第1点目に、通告出しましたので読みますと、今日までの新潟県と佐渡市の対応と経過について、2点目は、今後の新潟県への佐渡市の対応について、答弁を求めます。

第3の質問は、生活保護法と就学援助制度について。1点目に、政府は、生活保護法について、法案が成立しても現行の取り扱い、生活保護の申請について何ら変えるものではないとしてきましたが、佐渡市の認識と対応について。

2点目に、生活保護基準引き下げは、受給世帯の困窮に追い打ちをかけると同時に、就学援助や住民税の非課税限度額などの生活保護基準に連動する多くの制度に影響し、福祉の全面後退を引き起こすものですけれども、認識と対応について答弁を求めます。

3点目の就学援助制度について。お金の心配をしないで小中学校へ来てくださいと。ノート、鉛筆、通学に必要な靴、傘などの購入費、入学に必要なランドセル、かばんなどの購入費、修学旅行費、給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などを年間7万から8万円ぐらいに助成、補助をします。これは目安ですけれども、家庭の所得が164万円から359万円の方、また給与収入が260万から516万円以下の方、こぞって佐渡市の就学援助制度を申し込んで利用してください。申し込みはいつでもできます。問い合わせは、ご案内のように佐渡市教育委員会学校教育課あるいは各学校でも結構ですと、就学援助制度について伺いたいと言ってください、このように私は就学援助制度についてお話をしてきました。就学援助制度は、義務教育は無償とした日本国憲法あるいは教育基本法、学校教育法に基づいて、子供たちが安心して楽しく学校生活を送れるように、小中学生のいる家庭に補助する制度です。教育活動に必要とされるものは、できる限り公費で負担すべきです。不況やリストラで収入が不安定なときなど、市民の暮らしを支える制度として喜ばれています。ある母親はこう言っています。「佐渡市にこのような制度があって大変助かります」と。「子供たちは毎日元気に学校へ行っています。私の周りには、困っている人はいると思いますよ」と。佐渡市は、これまで案内、申請チラシの改善などは評価するものですが、制度の適用基準が低く、認定率、この制度を利用している人たちは10%、約1割です。適用基準を引き上げ、30%以上、3割以上の世帯の制度利用は可能だと私は考えます。

そこで、質問します。就学援助制度のこれまでの取り組みとさらに対象世帯が活用できるような今後の取り組みについて答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の消費税の問題であります。新潟県内19の首長及び市議会等におきまして、この問題が

取り上げられていることは事実であります。その中において、まず首長の段階でも反対を正式に国に対して要請もいたしておりませんし、また市議会におきましても請願が審議はされているようでありませぬけれども、採択はされていないというような実態であります。これはなぜかということでもあります。消費税の問題につきましては、国の施策であります。佐渡市の一市長が発言すべき問題ではないと考えておりますが、この増税によって佐渡市民に対する市民生活や市内経済への影響、これは大きいものがある、そのように考えており、これを懸念をいたしているところであり、現在国において年金や社会保障の財源確保、社会保障などの仕組みの課題、問題、それからセーフティーネットの問題、さらにはきょうの新聞にも大きく取り上げられておりますが、大きな経済対策等を組むというような議論が進められているところでございますので、それを注視をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、政府において国民に対して懇切丁寧な説明責任をしっかりと果たすようお願いをしたい、そういうふうと考えているところであります。

次に、新潟県立佐渡中等教育学校の学校給食の問題であります。6月議会におきましても議員のほうからいろいろとご質問、ご指摘がございました。最終的には教育委員会から説明をいたしますが、私自身も、7月でありますけれども、教育長、教育次長のほうに行きまして、この旨を話をしました。お願いをいたしました。しかしながら、県としての考えは平成24年10月に提携した給食中止に関する覚書、これを結ぶに当たっては1年以上にわたって佐渡市と協議をしてきたものであります。したがって、これを尊重するというところでございましたので、しかし我々と同じような立場なのが、柏崎市が今そういう状況にあるということでございます。したがって、これからはまた柏崎の市長とも相談をしながら、どういう対応をとるかということではありますが、現段階におきましてはそのような状況でございます。

次に、生活保護の問題であります。生活保護というのは、これはそのとおりでありまして、生活に困窮した方に対して国が最低生活を保障するもの、これは当然である。したがって、生活困窮者への最後のセーフティーネットとして重要な役割を持っている制度でございます。業務を行うに当たりましては、国の定める基準に従い、保護を必要とする方への適正なる支援となるように努めてまいりたいと思っております。特に今回生活扶助の基準額が見直されたというわけでありまして、これは国が5年に1度、国民の消費実態などをもとに検証をしたということで、それに基づいて見直しがされたものでございます。生活保護の基準の見直しに伴う他の制度への影響につきましては、できる限りその影響が及ばないように対応することを国の基本方針としておりますので、国の動向を見定めながら市として対応できることは対応してまいりたいと思っております。

就学援助制度につきましては、教育委員会のほうから説明をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

佐渡中等教育学校への給食の提供につきましては、費用負担の再考を県へ要望をいたしました。しかし、県の考えは平成24年10月に締結した給食中止に関する覚書は、それに至るまで県と佐渡市で協議を重ねてきたその結論であるということから、費用負担の再考の余地はないということでございます。また、佐渡

市においても覚書のとおり平成26年度末をもちまして給食の提供を中止したいと考えております。今後のことですが、佐渡市立中学校の生徒と同様、安心、安全な給食を学校設置者である県の責務として提供することができるよう、要望の内容を少し変えて要望をしていくというのが1点です。それから、もう一点は、この10月にも20市の教育長会議がございますので、そこへも問題提起をしまして、他市のまたご意見等をお聞きしたいと思っております。

次に、就学援助制度についてでございますが、就学援助制度に対する今現在の考え方は、年度当初認定されていた方が生活保護基準の引き下げの影響で認定できなくなる場合も考えられますので、このケースにつきましては今年度中は継続して援助できるよう教育委員会に諮っていきたいと考えております。また、これまでの改善策としてお知らせ文に対象者の所得目安を例示したり、申請方法を簡略化するなど申請しやすい制度づくりに取り組んできました。今後は、特に初めて申請する方が多い新1年生の保護者に対して新たに周知をしたい、確実に周知をしていくということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

私の、中村良夫の質問は、第1に市長が消費税増税中止を国に要請しますよと、こうお約束していただければこの質問終わります。第2には、全体的な流れを言います。県立の佐渡中等教育学校、以前両津高校があったところですけども、そこの中学生の学校給食は市長と教育長が新潟県へ行ってきて、県は給食を続けると、佐渡市への応分の負担も払いますと、県と約束してきましたよとなれば質問はこれ終わります。それから、第3に生活保護法については、申請方法は今後も前と変わりませんよと、こう答弁すればこれも質問は、第3、終わります。第4の、これ最後です。子供たちの就学援助制度は、生活保護基準下げても影響はないよと、そして制度をよくするために適用基準、これ引き上げると答えていただければ中村良夫の質問はすぐ終わりますので、よろしく願います。

初めに、市長は消費税増税中止を国へ要請すべきだと、このことについて質問をします。その前に、安倍首相が今増税進めると佐渡への影響がこうなるのだよと、大変になるのだよということでパネルを見ていただきたいと思っております。見えますよね。これは、佐渡市の事業者数、これ平成8年、消費税の3%、これを基本にして、平成9年から消費税5%になりましたので、それ以降平成21年度までの佐渡の事業者数、後で出てくるのですけれども、従業員数と1人当たりの市民所得はどうなったのか。この流れをお話したいと思っておりますけれども、まずこのパネルには佐渡市の事業者数、平成8年、消費税3%のときは5,688件ありましたけれども、平成9年以降消費税が5%になりました。そして、平成21年では4,610件と、事業所数は2割減っていると。ただ、これ人口減があったとしても赤く右下がりであります。こういう状況になるのです、税率を引き上げると。次に、これも同じあれですけども、佐渡市の従業員数を見てみましょう。消費税3%のときは、平成8年は3万5,603人いましたけれども、税率を5%に引き上げられますと、平成21年では従業員数は2万8,706人と、2割減であります。右下がりです。最後に、佐渡市の1人当たりの市民所得を見てみましょう。平成8年では、消費税3%、260万7,000円だったのですけれども、平成9年以降消費税が5%に引き上げられ、平成21年は市民所得が195万7,000円で、60万円も所得が減っ

ていました。減りました。右下がり状況です。増税を今やったらこれ大変になるのですよ。そして、市長、国へ要請するという考え、これを今までの流れを見てやっぱり国へ要請しようかという考えに変わってきませんか。答弁求めます。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほどすばらしい数字を見せていただきましたけれども、いわゆる従業員の数、事業者数、個別の所得の水準、これ3%から5%になったからこうだと。では、3%のままでいたらどういうふうになるかということなのです。したがって、それをイコールで因果関係には私はならないと。これは、余りにも大なたを振った、数字上の魔術だと私思っています、そのことだけで言うならば。しかし、私は影響があるということはわかっております。これは、1%上げればどのくらいの影響額になるのか、3%上げればどのくらいになるのかということ、これはおのずと計算ができるわけでありまして。したがって、そのことが今の佐渡の経済にとって大変なことだということはもう本当にしみじみ思っている。そのことと国に対して、学識経験者等60人とか70人の方々からいろんな意見を聞きながら今進めておる、きょうの話だとどうもやるというようなことを安倍総理は判断されたようでありますけれども、そういう動きの中において私どもが今ここで消費税反対と言うことが本当にやるべきことなのかどうか。むしろそれよりもそうなった場合のいわゆる対策ということをやっぴりみんなで考えるべきではないのかという。したがって、私は基本的なスタンスは、消費税を上げろということ言っているのではない。そのことに対する大きな懸念というのは持っております。持っておりますが、それが国に対して言うべきことなのかどうかということであるということでありまして。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） これ数字のマジックでも何でもないので。こういうデータがあるということで大変になるよというお話をしたので、現在も所得が減っているにもかかわらず消費税を5%から8%に引き上げたら、もちろん所得の低い人は影響が出るし、商売をやっている人は、1,000万以上ですか、売り上げ出ますと消費税納めることになっていきますけれども、調べてみますと滞納が全国的に約5割いると言われております。今増税やったら大変になるという状況になることはおわかりだと思いますけれども、そこで市長は6月議会でこういうことを言っていたのです、要請に対して。市長は、国の施策であるので、佐渡市の市長が言える問題ではないと考えていると。これは、今でもこういう、これが要請をしない理由の根本的なものですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 消費税を1%上げると2兆7,000億円増加するのです。3%今度値上げということありますから、企業会計に対して8兆円の負担増が出ると、これは一つの計算ができるのです。そのことが佐渡の市民にとって、佐渡経済にとってどのくらい大きな影響があるかということは単純には計算できませんけれども、大きな懸念を持っています。そのことと、だから消費税を勝手にやっていいよというわけではない。だけれども、これは国の施策の問題であるので、一佐渡市長がそれを言うべきではない

というふうに判断を、ですから消費税はだめだ、悪い影響を及ぼすということが片一方にあって、片一方はそういうことだということで、一緒にしないでお願いしたいと思っています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私この質問は、ぜひとも国へ要請すべきだと、こういう質問を今しているわけです。今確認しましたがけれども、市長は国の施策であるので、佐渡市の市長が言える問題ではないと、ここははっきりしているのです。そこで、私はこの間の市長の答弁、発言に対して分析をしてきました。市長の消費税増税に対する本会議場での今日までの要約、答弁によりますと市長はこういうこと言っているのです。増税による家庭の経済的負担は避けられないから、消費税は反対ですよと。要約ですから。また、仮に増税することになったら社会保障のセーフティーネット、万一の事態に備える社会的な仕組みの構築が必要だと。そして、今の経済状況で消費税増税はするべきでないと、市長はこのように答弁されてきました。立派な答弁です。そこで、増税はだめよということなのです、全体的に、流れとして。これは、国の施策に対してははっきりと甲斐市長は言っているのですよ。ここまでおわかりですか。施策に対してこういう発言をしていると。そうなってくると、これらの発言に対しては佐渡市長としては責任を持たなければなりません。発言って重いのです。責任を持つということはどういうことかといえば、今増税中止を国へ要請すべきと求められたら市長は実行することですよ。要請しなければならぬあなたの責任があるのですよ。答弁求めます。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 消費税に対する考え方、今議員がおっしゃいましたが、一つとして変わっておりません。このことについては変わっておりませんし、世の中の、世の中って広いわけでありますが、新潟県全体の首長の人たちが消費税をどんどん上げてくれなんていうことと思っている人も多分いないと思いますが、私自身は基本的にそのスタンスは変わっておりませんし、これからもそうだと思っています。ただし、そのことは国の政策なので、一首長、市長が言うべきものではないのではないのかということで今ご答弁を申し上げている。考え方ではまったく変わっておりません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私の今の市長が答弁する前の質問は、非常に重要なことを市長に言っているのです。市長、私消費税増税の中止を求める、要請する案ですか、文書作りました。消費税増税の中止を求めると、こう要請しますよと。2013年9月13日、本日の日付です。佐渡市長、甲斐元也。内閣総理大臣、安倍晋三殿。これつくったのです、案を。このような、佐渡市から市長名で、つくる仕事をする課はどこですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私のほうから文書を出すという気持ちが全くなかったものですから、どこがつくるということはあれですけども、これ総務課のほうとよく相談をしなければならぬと思っていますけれど

も、私その文書を出すという気持ちが強かったわけです。もしあれば総務課長に説明させます。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明します。

今市長が申しましたように考えておりませんでした。政策に係ることですので、総合政策課と協議して、出すということになれば協議しながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、例えば国に対して要請する場合っていろいろあると思うのです。では、甲斐市長になってからそういう国に対して、佐渡市に余りよくないことは国に対して物を言う場面はなかったのですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡のために佐渡固有のものについては要請をしておりますし、それから共通のものについては市長会を通したり、あるいは離島全体のものについては離島振興協議会正副会長会議のもとに決断をして要請をすると、こういう形でございます。佐渡独自のもの、独特のもの、これについては私の名前で要請をいたしております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） いや、いつ何が起こるかわかりませんが、こういうケースの場合、私が言うのは変ですけども、それでは国へ要請することについて、例えば副市長、総合政策監は市長へ助言とか相談されましたか。副市長にお聞きします。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 助言というか、市長がそういうものについての調査であるとか資料分析をしるといときにはします。決定するのはあくまでも市長でございますので、そのときに出すということになれば我々も当然ながら助言といいますか、一緒になって内容の精査はします。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は、先ほど市長が市長会とかいろいろそういう組織から物を言うこともあるけれども、やはりこういったケースになったら佐渡市として、市長、代表ですから、ここ大事なところなのです。例えば佐渡市は、一番上に国があり、県があり、市町村あるわけでしょう。そして、自治体としては市民、住民との関係で一番身近な位置にいるのですよ、佐渡市は。だからこそ住民と自治ということで、佐渡市民が主人公であり、住民が主人公の立場で市政を運営していかなければならないと。私おこがましいけれども、常に市民の思いだとか、島民の考え、意見、要望に沿って市政を運営していくと。その立場

から立てば、国の悪政に対して、島民にとってはよくないこと、県に物を言う、国に物を言うこと、これ当たり前ではないですか。これ違いますか。市長、どう思っていますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、佐渡市民が困ることをただ黙って見ていて何もしてないと、そんなことは決してありません。ただ、よくよく考えていただきたいのは、佐渡の人たち、佐渡の市民だけがこのことによって問題が起きる。ほかの市町村は、市でいいです。ほかの地域はこういう問題が全く起きない。佐渡だけの問題である。これは、市長として先頭になってやらなければならぬ。しかし、全国の問題なのだ。したがって、市長会を通じたり、市長会でもやっているのですよ。全国市長会、北信越の市長会でもやっています。離島振興の協議会でもやっているのです。こういう中で私はその一員としてやっているということで、決して市民が困っているのを黙認しているとか、そういうことではない。ただ、手続上の問題として、これ今回の消費税増税によって佐渡だけが問題があれば、それは議員に言われなくたって先頭になっていきますよ。そうでなくて全体の問題だから、そこの中でやっていくということでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 市長、これ参考になるかもわかりませんが、いい例があります。県知事、佐渡市に対してはこれ大変冷たい、はっきり言って冷たい知事ですけれども、しかし今県知事、柏崎刈羽原発再稼働問題については、住民の安全が最優先だと。原発再稼働に対する知事の姿勢は、県内、大いに国へ、国へ十分発信していると私思うのですけれども、私は知事の姿勢は非常に評価をして、それをみんな強く支えることが今求められています。なぜ知事はこれ発信しているか。バックに県民の原発の再稼働に反対の声があるからですよ。真の政治家というのは、おこがましいですけども、常に謙虚に住民の声に耳を傾けて代弁する責任があるのですよ。ここ佐渡ですから、代表が甲斐市長でしょう。

私何日か前に両津の商店街で商売をやられていた両津の元市会議員にお会いをしました。中村君と、こう声かけられたのですけれども、消費税3%から5%になったときに俺の知り合い、友達が、五、六軒お店やっている人が廃業したよと、閉店したよと。だから、今度は5%から8%になったら店をやっている者は本当に大変だと。中小企業者もそうです。だから、増税中止で頑張ってくれと。だから、ここに私は立っているのですけれども、国へ要請を提出すると、これ最後になりますけれども、こういうことがあるのです。例えば甲斐市長の名前で要請します。書類が行くと。安倍首相の側近は、佐渡市長から来ましたよと。安倍さん、こう言うのですよ、そうですかと。佐渡というと、トキや金銀山、世界遺産で頑張っているところですねと。秋の臨時国会が終わりましたら新潟へ行ったときに佐渡へ行きますかと、こういう方向になるのではないのでしょうか。今私何言っているかということ、つながり、結びつき、きずなが求められている時代ですよ。安倍首相とのつながり、結びつきなどできるのではないのでしょうか、こういうことで。佐渡へ来られたら市長とお会いして、国の要望もスムーズにいきますよ、これ。これ最後ですよ。市長は、消費税増税今やるべきでない、中止、国へ要請すべきです。答弁求めます。最後です。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も最後にお答えをさせていただきます。

私は、市民の声を反映しないと聞かないということはない。それはちゃんと反映をします。しますが、佐渡だけが問題であれば佐渡の市長がどこまででも行きますよ。それ安倍さんがそういうふうに言うかどうか分かりませんが、私は聞いていませんから。多分そんなこと言わぬと思いますけれども、それはやりましますよ、佐渡の市長として。しかし、日本全体の問題なのだ。だから、それについては市長会とかという一つの組織があるのではないですか。そういうものを通してやりましますということ。もう一つは、これから国のほうでさっき申し上げました増税をやるということによってどういう影響が出てくる、今各省庁がやり合っている話なのです、どういう経済対策を組むかと。そのことが出てきたときに離島である佐渡はこういう問題があるかということである、これが本来の姿ではないかなと思っております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） この問題についてはもう終わりますけれども、甲斐市長は前例にとられない市長だからこそ、期待の部分もあるということでこの質問をしました。

次、県立佐渡中等教育学校の学校給食について。私は、県庁へ行って交渉してきました。これがそうです。写真、県庁へ行ってきました、私も。それで、設置者である県は責任持って、佐渡市長が言うように佐渡市立の中学生と同じように県立の学生にも学校給食を続けるべきだと強く申し入れてきました。市長や教育長ですか、どこまでやってどこまで詰めてきたのか、答弁求めます。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、教育長と一緒にいったわけではございません。私一人で行きましたけれども、先ほどから申し上げましたように、私前からご答弁申し上げているように、市立の子供であろうと県立の子供であろうと、それは上のほうの大人の勝手であって、子供というのは差をつけるべきではないのですかということ。そしてもう一つは、これ学校給食法の中にうたわれているのですけれども、設置者は給食をやるという努力義務があるのですよ。だから、やってくださいと、これを申し上げているのです。その中で、極端な話すると佐渡市がやればよいではないかという話になるかもわからぬ。だけれども、それは設置義務者がまず努力をなささいよということをしり込ませたいということでもあります。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をします。

教育委員会のほうとしましては、学校教育課長に行ってもらいまして、また応分の負担をしていただきたいというお話をしたわけですが、覚書のところで決着はついているのだという、その一辺倒でありました。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それは、この問題については、教育長、今後どうするのですか。今後どう対応されますか。



○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 先ほども答弁申し上げましたように、これ26年度末をもって佐渡市のほうからの給食の提供は、やはり応分の負担をしていただかない限りにおいてはできないというように思っております。逆に応分の負担をしていただかなくてこちらが給食をずっと供給していれば話し合いには応じますと多分言うのですが、こちらの言い分はちょっと通らないのかなというように思いますので、この後、先ほどもちょっと述べましたが、設置者のほうの義務として佐渡市立のほかの中学校に通う生徒と同じようにぜひ中等教育学校のほうも、生徒に関して学校給食を提供してほしいという、だから先ほども、ちょっと今度は内容が変わるけれども、そういう要望にしていきたいなというように思っております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ぜひとも佐渡市立の中学生と同じように、県立であろうが、市長と同じです。設置者のこれ責任です。県に対しては、私も市長と教育長と同じ考え方ですけども、ぜひ粘り強く、佐渡市立の中学生と同じように県立の中学生にも給食食べていただくように繰り返し繰り返し要望をしていただきたいと思います。がつんとやってください。答弁求めます。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をします。

ほかに今4カ市町村が自分のところでお金を出しているところもあるわけですが、4つのところとちょっと接触を試みたのですが、その4つのところはやはりそれぞれのところでそれぞれの事情がありまして、佐渡市と一緒に要望ができないということです。だから、これはそれ以上ちょっと深入りできない。これ中等教育学校を設置したときにそれぞれの市町村の事情で多分あるのだと思いますので、今議員がおっしゃいましたように、そうすればこの後は佐渡市もしくは柏崎と、こう連携できるのかどうかわかりませんが、そこ一緒に粘り強く要請というか、要望はしていきたいと思います。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ぜひともよろしく願いいたします。

生活保護法について確認をしますが、政府が秋の臨時国会に生活保護法改正案を提出します、生活保護法改正案。厚生労働省の課長が挨拶に来まして、法律が通ったとしても生活保護の申請については今までと変わりませんよと。例えば口頭申請についても受け付けるし、面倒な書類そろっていなくても出したって受け付けるのですと言っています。そういうことを厚生労働省が都道府県担当者、係長を集めまして会議やったのですけれども、この件についてご存じでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明をいたします。

笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

ただいまの議員のご質問ですけれども、これは申しわけありませんが、平成25年6月26日に1回廃案になった保護法の改正案でございまして、この当時25年5月20日に厚生労働省にて生活保護関係の全国係長会議が行われたと承知しております。それから、新潟県におきましては、5月31日に25年の生活保護査察指導員会議がありまして、このことについては一応説明をされております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） また、新潟県、先ほど県の名前出ましたけれども、このことについて、大筋で結構ですけれども、どういう説明を受けているのか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 説明いたします。

生活保護の申請につきましては、書面を提出して行うこととされております。速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に保護の決定に必要な資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間に行うというこれまでの取り扱いには変更ないと聞いております。なお、事情がある場合につきましては、口頭申請という方法もございしますが、これも従来どおりというふうに聞いておりますが、先ほども申し上げましたように、これにつきましては廃案前の説明会のことでありまして、今後もし再提出されるときには内容についてはちょっと把握しておりません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 再度確認しますけれども、大事な点です。国の厚生労働省の説明に基づいて、生活保護の申請については今までと変わらないよと、佐渡市もそういう対応するのですよね。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 説明いたします。

法案が通りましたら国の規則を遵守して運営をしていきたいと思っています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、今度佐渡市の就学援助制度について質問します。

これ佐渡市の就学援助制度、簡単に言えばよくしていこうという考え方で教育委員会、学校教育課長は今までも今後もやっていかれるのでしょうか。これ確認です。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

今後についてのあれでしょうか。

〔「いや、就学援助制度をよくしていこうという認識だね。制度の考え方。よ

くしていこうというスタンスなんでしょう」と呼ぶ者あり]

○学校教育課長（吉田 泉君） 申しわけありません。私どもの就学援助の考えにつきましては、これまで中村議員がおっしゃっておった生活保護基準の1.1倍とか、あと今回消費税の関係で基準が引き下げられるというふうな両方の側面がこの後心配がされます。ただし、今回国のほうからの、国も他の制度に影響を及ぼさないというふうなことを各省庁のほうから、最終的には県の教育委員会のほうからこちらのほうも通達が来ておりますので、今年度の運用につきましては、教育長が冒頭申しましたとおり4月に既に認定しておる方々につきましては、そのまま継続していきたいというふうに思っております。

それと、今後の次年度以降の佐渡市基準の見直しにつきましては、他の市町村の状況等を踏まえながら、今のところ1.1倍で確かに県内では低い状況にあると認識しておりますので、そのあたりは消費税の引き下げによる基準の関係と県内でも今現在低い状況にあるというその2つの側面を踏まえまして、検討をしていきたいというふうに考えております。維持を低下させるというふうなことはありませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） いや、私聞いたのは、先までのお話ではなくて、佐渡市の就学援助制度はよくしていこうという考え方でいいのでしょうかということを確認しただけです。では、今学校教育課長がそこまで踏み込んで話をしたので、要は何を言いたいかということ、先ほど国の生活保護基準が引き下げられたのです。そうすると、ほかのいろんな制度に影響が出てくるのです。国は何を言っているかということ、生活保護基準に連動する今質問してます就学援助制度において、基準引き下げの影響が出ない対策をしてくださないと、影響が出ないと、各市町村でやっていただきたいと。教育長、ここが大事なのです。教育長に答弁を求めます。生活保護基準に連動する今の就学援助制度において、基準引き下げの影響が出ない対策を、影響が出ないと答弁していただきたいのです。教育長、答弁求めます。国がそうやってやれと言っているのだ。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

難しいことわかりませんが、ほかの制度に影響が出ないようにという、そういう通知というか、それが出ていますので、そういうこと鑑みながら、またほかの市町村がどうするかというようなことも参考にしながら、それで前向きに考えていきたいと思っております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ぜひ教育委員会、学校教育課長も頑張って、せっかくいい制度なので、影響出ないように頑張っていたいただきたいと思います。

そして次に、佐渡市の準要保護の基準。要するに就学援助制度の適用基準ですか、ここから本題に入っていきます。生活保護基準の今1.1倍なのです。1.1倍というのは、実際その生活保護基準以下であると私は考えます。したがって、適用基準1.3倍に引き上げるべきだと、私こういうふうに考えているのですけ

れども、いかがでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

先ほど若干申しましたとおり、県内の中では1.1を含めて以下がたしか3市あったかと思えます。状況については、まさしく中村さんおっしゃるとおり1.3が主流ということに私も認識しております。今回の基準自体につきましては、先ほどの国の制度、影響しないようにということになりますと、例えば今の状態で1.1にしておけばおこちる人恐らく出てくる可能性もあります。そういった部分ももろもろ含めながら、総合的にちょっと判断をさせていただきたいと思っております。今の段階で1.3に引き上げるということは、ちょっとこの場では差し控えさせていただきます。検討はしてまいります。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、1.3倍にしてほしいという私の質問ですけれども、1.3倍にできない理由というのはあるのですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

1.3になった場合のちょっと試算が今の段階でちょっとできておりません。それで、そういった部分を総合的に判断する必要があると思えます。それで、かなり額がいくということになれば、例えば他の自治体等お聞きするところによりますと、1.3の高いところについては少し割愛するとか、そういった状況もありますので、1.3にして全体的に薄くするような方式も多分あると思えます。これ青天井というわけにはいきませんので、そのあたりを精査をして今後決めていきたいと思えますので、今のところ1.3にできないという理由について自体、まだ積算が今のところしておりません。今後積算をしまして、影響額等を考えながら、今の1.1は決して私よい状態ではないとは思っておりますので、そういった改善ができるかどうかこれから検討していきたいと思えます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今の答弁の中で1.3倍にしたら、額というのは予算の関係ですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

平成22年当時ですか、就学援助の内容について、一部自治体やっておりましたけれども、一部追加して助成するような、支援するような制度を設けました。その際には、予算もかなり膨らんだということもございまして、1.1は今回で3年目になります。23、4、5で3年目になります。今後の状況についても、やはり何かの制度改正があれば確実に金額がふえるということで、予算のことももちろん私どもは注視し

て制度設計をしなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 額って予算の関係だと思うのですけれども、基準を1.3倍に引き上げた場合はお金かかるよと、そういうあれだと思うのですけれども、では1.3倍にしたらばどのぐらいの制度利用者がふえると考えていますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 試算につきましては、これからということでは今現在把握しておりません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私言ったのは、1.3倍にしたらどのぐらい利用者がふえるのかと。つかんでもいないのに、計算もしていないのに、何かお答えに根拠がないなというふうに私思いました。県内の自治体では1.3倍でやっているところ結構多いのです。それで、これ佐渡市は1.1倍なのだけでも、1.3倍に広げてほしいということは、ここに意味があるのですけれども、例えば生活保護利用者は国民健康保険税、税金は負担ないのです。生活保護基準の同じ生活を維持するためには1.3倍の名目収入があって初めて生活保護基準同等のものとなるのです。だから、1.1倍から1.3倍に引き上げてほしいと、こう言っているわけです。1.1倍だと実質的な生活実態は生活保護の生活実態以下になってしまうのです。教育委員会学校教育課ではこのような自覚ありますか。計算していますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） そこまでの踏み込んだ計算はしておりません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 要するに佐渡市の就学援助制度、適用基準1.1倍は低いよと、1.3倍に引き上げてほしいと。1.1倍だと国保税払うと生活保護基準以下になってしまうと。その辺も、失礼だけれども、教育委員会とか学校教育課は計算していないのです。それで、ぜひこのことを、即答はいいですから、検討していただきたいと。

今までのことをパネルを使って説明したいと思います。教育長、見える。見えますよね。後で資料お渡ししますので。就学援助受けられる基準というのは、各家庭の生活保護基準を計算をして所得額がその1.1倍対象だよということです。所得額の目安、収入の場合は私のほうで目安として数字を出しました。収入のほうは、私が数字を入れました。現在は、教育委員会学校教育課は皆さんにお知らせするために改善をされてきて、所得額の目安としてやられてきました。少し読み上げますけれども、例えば世帯が2人の場合、家族構成書いてありますよね。これが所得が164万円程度以下と。そして、ずっと来まして、例えば6人の場合だったら、家族構成があります。これが359万円程度以下と、こういう方が対象だよと。

私は、これをもとにして収入の場合はどうかということで計算をしました。約260万円以下、それからずっと上行って、6人の家族だったら560万円、収入の場合、こういったことでやってきました。

それで、今後は先ほどの1.1倍から1.3倍にさせていただきたいと、ここから核心に迫っていきます。なぜかということがはっきりします。これは、就学援助の級地別適用認定基準の計算表であります。これは、新潟市、長岡市の算定基準によって、新潟県の生活と健康を守る会連合会というところが、これ全国的な組織が作成したものです。数字が小さいので、教育長や学校教育課長、市長も大変だと思いますので、私は今回特別に抜粋をして拡大してきました。これ非常にわかりやすいです。これをつくるのにかなり時間かかりました。これは、就学援助、先ほど言いましたけれども、数字を大きくしたもので、4人世帯、父、母、中学生1人と小学生1人の家族構成の例をとっています。3級地1というのは、佐渡市のことです。これを計算しますと、生活保護基準が1.0倍の場合は252万2,950円と。佐渡市の就学援助というのは、生活保護基準の1.1倍だと。だから、今の1.0倍の数字を1.1掛ければいいのです。そうすると、277万5,245円、これが出てくるのです。わかりますか、ここまで。わかりますよね、教育委員会だから。そこで、これで4人世帯で、年額ですよ。先ほど出ました国民健康保険税を払うと、税務課の方にこの世帯のパターン試算をしていただきました。だから、今回中村良夫と税務課の協力でできた数字であります。これを試算すると51万9,600円国保税払うのです。わかる。わかりますよね。1.1倍の場合、国保税を払うと、今度は引き算をしてみましょう。225万5,645円、保護基準が252万2,950円で、保護基準以下に実際は下がるのです。ここまでわかる。国保税を払うと1.0倍に食い込んでしまうのですよ。保護基準以下になってしまうと。だから、私は1.3倍に引き上げるべきだと、こう言っているのですよ。わかりますよね。これでどうですか。1.1倍から1.3倍にする理由はおわかりですか。答弁求めます。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今ほどの表、私どもは納得はしますけれども、ただし一般的には給与所得等で換算した場合については、社会保険のほうに私は入るのがほとんどかと思っております。ちなみに、二百数十万の所得があるという場合については、通常自分のところで営業しておったり、そういったふうなことがかなり想定されますので、ただそれ給与所得であれば社会保険になりますので、半分は恐らく事業主の折半ということになりますので、その数字がストレートに来るかということになりますと、ちょっと私も疑問がございますけれども、中村さんのおっしゃる趣旨は十分に理解をしております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 教育長も学校教育課長も、今のパネルにして1.1倍で年額、国保税だけではないのです。いろんな税金納めると生活保護基準以下になってしまうと。だから、私は適用基準を1.3倍にさせていただきたい。教育委員会の中でこのことをぜひ検討していただきたい。就学援助制度さらによくしてこうと、そういうスタンスでぜひ教育委員会の中で検討していただきたい。

私の本日の中村良夫の資料は、皆さんにお渡しします。そして、議会事務局へ行けば今このDVD置いてありますので、教育委員会の中で参考資料としてぜひ見ていただきたい。教育長、学校教育課長、財

政的なお金の問題があります。ぜひいろんなことを検討して、お金がかかるようだったらここに佐渡市長いらっしゃいますので、ぜひお話をしながら就学援助制度よくしていこうと、そういうことでよろしくお願いたします。

私の一般質問を終わります。

○副議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

---

午後 2時52分 再開

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浜田正敏君の一般質問を許します。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君） 新生クラブに所属する浜田正敏です。

発足以来順調に見える安倍内閣であります。3本目の矢が余り私は力強くとは思えませんでした。明治維新以来、倒幕、そして既得権を持たない藩士たちによる廃藩置県などという革命、第2次世界大戦で米国に敗戦という、いい悪いは別として、農地解放、財閥解体、憲法定定など、マッカーサー率いる連合軍占領下での戦後の革命であったと思います。今回も革命に近い改革が求められています。本来ならば政権交代の意義は、既得権益者にしがらみのない斬新な政権での規制緩和であったはずだと思っておりますが、多くの国民の期待は裏切られました。これは、不幸というほかありません。成熟社会なのか硬直社会なのか。今度は、自浄能力を失っている既得権を持つ人たちを含めた自民党による自らの改革であります。1次産業から製造業、そして観光等サービス業、細かく言えば護送船団の酒造業界もそうであり、そして農協などまで全ての業界が、そして省庁までが既得権益の保身であり、抵抗勢力であります。

先日の日経新聞では、脱デフレには構造改革が不可欠と報道されています。また、再生エネルギーの普及を阻む規制は農地の問題が大きい。多数の案件の提案は受けるが、耕作放棄地を使う事業は農地法の関係で断念せざるを得ない。しかし、何も使っていない塩漬けの土地を本当に使ってはいけないのか。広島県のある採草放牧地では、管理する組合員の平均年齢が74歳と、働き手がなくなっている。太陽光パネルを置いて収入を確保したいとの話があったが、実現しなかったとあります。たしか民主党政権下でも全滅された東北の復興に漁業権の緩和が試みられたわけですが、これを見事に頓挫し、実現はほんの一部であったと仄聞しています。あらゆる社会が組織疲労を起こしている。民主主義のもとに自らが自らを改革することの難しさを証明しています。

何事も時勢に乗るといいます。運も実力のうちといいますが、スタート以来追い風を受けている安倍内閣は、ここに来て東京オリンピックという強力な追い風を受け、これをPFIや東京特区による4本目の矢と位置づけ、支持率を維持しているところであります。日本が再びよみがえる最後のチャンスを逃してはならないと期待をするものであります。

一方、佐渡においては、トキ、世界遺産、ジラス、ジオパーク、杉の群生林、海中ダイビングなど、他

の離島がうらやむ豊富なネタが年中マスコミで報道され、観光産業の復興が期待されながら、まさに衰退の20年でありました。夢よ再びの旧来型の発想のむなしさが立証されています。安かろう悪かろうのダンピングが長く続いたことも痛かったと思いますが、サービスの基本である佐渡産食材を提供する料理、もてなし、すなわち丁寧な癒しのサービスなど、手本を示し、立派な施設でもう一度訪れたい島、もう一度泊まりたい宿と言われる強さに業界をリードするパワーのあるホテルがありませんでした。

基幹産業である農協は、ゆりかごから墓場までの多角経営に走り、不良債権を抱え、気がついたときには本業のノウハウを失っていたのではないかと。したがって、本業の生産も流通も弱いわけです。漁協もまとまりが悪く、リードする力のある組合もありませんでした。魚市場は、既得権がはびこり、競争の原理を失い、当然の流れとはいえ、市場を変える者もいる状況にあります。連休やお盆に魚のない島であります。競争と危機感なくして成長はありません。

佐渡においても、一般法人に中山間地の農地の所有を認め、耕作放棄地の減少を図りということが必要かと、きょう午前中にもありましたけれども、参加できる企業はほかにも一部見られますが、佐渡では建設業関連企業といえます。やはり異業種参入といっても全くノウハウの違うところよりも類似しているところがいいと言われています。この業界に規制緩和を与え、1次産業のみならず異業種への参入を促し、その度合いを入札参加の評価にカウントするとか税制面の優遇を与えるなどが必要であろうと思います。そのことがまた建設業界のあすにつながります。前例主義はやめませんか。前例のないことに挑戦しなければなりません。総論賛成、各論反対、走るか否かであります。リーダーシップとその体制も必要と考えます。革命とも言える改革がどこまでできるかが佐渡の再生に試されていると考えています。

私は、かねがね新潟市が発達すれば佐渡がよくなる、そんな思いで常々新潟の動向に関心を持ってきました。そんな折、かつて新潟駅から空港をつなぐ3つのルートが報じられ、中でも新幹線を地下方式で空港まで乗り入れる案がメインだったと思いますが、事業費が500億円等々で幻に終わったと理解をしています。しかし、そのとき新潟駅から現在使用されていないJR臨港貨物線を利用し、あとは空港敷地内に走る案がありました。しかも、佐渡汽船駅という名前まで載っています。提案者には、JR貨物線による臨港交通施設案の提案ということで、JR貨物臨港鉄道線の旅客化、臨港埠頭との連携、港湾事業での実施の可能性、2つ目に佐渡航路の直結、佐渡汽船ターミナルの臨港地区移転、その他とあります。このことは、佐渡汽船ターミナルが現在の万代島から信濃川の上流に向かって左側入り口に移設するわけで、港内を走る時間がなくなり、我々が現在万代島の佐渡汽船ターミナルに接岸する時には電車で新潟駅や新潟空港に着いているという案であります。佐渡汽船ターミナルもそろそろ老朽化してきます。このことは、私は佐渡のロマンではないか、これが実現すれば経済波及効果もはかり知れないと考えます。アベノミクスに乗れないのか、県や新潟市と連携し、この事業の実施を働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、公共建築工事のラッシュであります。駐車場の日陰や防風林を兼ねた植樹は計画されているか。図面にあっても設計書になればまさに絵に描いた餅であります。今なら公共事業の施行でできるのではないかと。別に最初から大きな木を植えなくても、10年後に一人前でもいいでしょう。かつて新潟島、今の佐渡汽船や朱鷺メッセのあるところの開発計画の折、計画がまとまるまでとりあえず木を植えたいと言った人がいました。木のある駐車場がこれからの主流の駐車場と考えます。木は日本の文化であります。世



界遺産、ジラス、ジオパークの島、自然と景観に配慮されたいと考えます。

次に、財産区は明治36年と昭和の合併で設立されたものとのことですが、現在廃止されたものが8財産区、残っているものが9財産区と聞きますが、財産区を解散するとどのようなメリット、どのようなデメリットがあるのか。廃止された財産区は、どのような課税がされているのか。また、市は財産区の将来をどのような扱いに考えているのか伺います。

佐渡の森林面積の4%くらいと想定される集落共有林であります。杉の立木はかつて1石6,000円、正確には5,800円と私は記憶しているのですが、今では2,000円でも売れないという話であります。かつて相川地区の国土調査で、南のほうから国調の結果が2倍、4倍、6倍、8倍と、地区別の面積の増が出てきました。その要因は、自然林の急傾斜な山林に起因すると思います。すなわち奥山の人も通れない、植林もできない、一部木炭の生産しかできない山林で、植林できても70年に1度の伐採、アテレビに至っては120年以上の歳月が必要と考えます。しかも、急傾斜地ゆえに機械も入らない。これでは、税金の回収さえできません。結論は、材木の需要がないのも無論ですが、国土調査以前に比べて2倍から8倍の高額課税になったということです。逆に言えば結果として昔の急傾斜地の山林は少なく見積もっていたとも考えられます。シイタケ栽培などで比べてみても、標高400メートル以上になりますと、平場で五、六回収穫できるものなら三、四回であります。すなわち500メートルを超えますと、樹木の成長も著しく低下します。単価といい、面積といい、価値の見方による課税基準の不公平ではないか。ある限界集落では、集落共有林が1戸当たり年4万円ぐらいで悲鳴を上げているとも仄聞します。不在地主からは集金もままならないともいいます。明治になり、徳川幕府から宮内庁に移るとき払い下げを受けた標高500から900メートルでの奥山のけもの道しかないまさに価値の低い集落共有林の課税基準を考えるべきと考えます。

最後に、かつて全国枝肉共励会で日本一になるなどすばらしい成績を上げてきた佐渡牛について伺います。全国的には、限られた種牛からの繰り返す授精により近親交配が進み、新しい遺伝病の要因になっていると聞きます。問題は、佐渡にもその兆候が見受けられると伺います。また、7月の高千子牛市場において、状態の悪いもの、体重が足りないもの、子牛が小さいものがあつたと聞きます。すなわち体格も平均以下、単価も半値以下と聞くが、何が原因と考えるか。一番の課題は、繁殖農家と牛の頭数が限界に来ているとも聞くが、現在どのような状況にあるのか伺います。

佐渡を外からの目で見ると感性が必要であるというのが私の持論であります。宮城県からUターンで帰ってきた獣医師の指摘は、的を射ているとも考えます。この夏にも九州から30頭から1,000頭も飼っているという畜産農家の方々が7名佐渡に来て懇親を深めていました。やはり一番の課題は、誰もが唱える牛の頭数の問題であります。ましてこれから高齢化やTPPなどの影響で消滅の危機が早まると推定されます。高齢化で後継者がいなければ、6次産業とか農業法人とかではとても無理です。冒頭で申しましたが、畜産についても一般企業に牧場や採草地の所有を認め、畜産に参入を促すことでもあります。人口減の社会で島を富ますには、全体を引っ張り、そして中核になる規模の大きさが必要と考えます。1社か2社あれば何とかあります。佐渡には優良な企業もあります。当然市ができることは最大の助成をすべきとあります。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（岩崎隆寿君） 浜田正敏君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、浜田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目であります。新潟駅、新潟港、佐渡汽船ターミナル及び新潟空港という重要な交通の拠点を結ぶいわゆる交通アクセスについて、こういうものが計画があったけれども、これは一体どういう形に進んでいるのか、市としてどういう対応をとっていくのかということであります。駅なりターミナルなり新潟空港というものは、県内、新潟県にとってはもちろんでありますけれども、佐渡におきましてもいわゆる人の往来とか、あるいは物資の流通、こういうことを確保する上で極めて重要なポイントであるというふうに考えているところであります。議員が今お示しの案につきましては、私ども調査をさせていただきました。平成16年ごろにあったということは聞いておりますけれども、その後平成19年から22年ぐらまででありますけれども、3つのルート案というのが検討されたというふうに聞いています。1つは新幹線活用型、もう一つは在来線の活用型、もう一つは臨港の貨物線の活用型というようなこの3つについて検討をされてきたと。県が新潟空港アクセス改善検討委員会というものを開催をして検討したという経緯がございますけれども、私ども調べた限りにおきましては、議員がご提案、今お示しをしていた案、これはこの中に含まれていないということであります。特にJR新潟駅乗り入れとか、あるいは臨港貨物線への接続の可能性、あるいは新潟駅周辺整備事業との整合性、あるいは大規模な物件の克服とか障害のあるものの克服とか、あるいは資金調達等についていろんな課題があったのだと思っておりますが、その後23年度以降この委員会は開催されていないということでありまして、中長期的な取り組みとされているというようなことも伺っているところであります。佐渡市といたしましては、今後のいわゆる県なり、あるいは国なり、関係市の動向というものをよく注視をしていかなければならないと思っておりますけれども、特に佐渡の場合はお話を聞く限りにおいて大きなメリットがあるというふうにも考えておりますので、これらの案を含めて、これから注視をしながら、その段階で私どもとしても働きかけはするべきところはしてまいりたいというふうに考えているところであります。

建設中の公共施設の植樹の問題でありますけれども、佐渡は歴史の島でもあり、文化の島でもございます。そういう意味では、世界遺産というものも狙っているわけで、したがって今後とも景観とか、あるいはその維持管理形態を考慮いたしたそういうものを進めていかなければならないわけでありまして、現在もこれ進めているところであります。特にご案内の相川の支所あるいは相川消防署の庁舎につきましては、この地区が世界遺産登録という大きな目標の上に立っているわけがございますので、町並みとか景観に配慮した植樹を高波対策との整備とあわせながら行いたいと考えているところであります。

なお、議員からご提案の駐車場の日よけ対策、これについてはいわゆる大きなものについてこれまではなかった考えでございます。したがって、これらについてまず勉強させていただきたいと、こう考えております。その上でまた相談をさせていただきたいと思っております。

財産区の問題であります。合併時には17の財産区が存在をしておったわけでありまして、その後認可地縁団体に財産を譲渡するというようなことによりまして8つの財産区がなくなりまして、現在9つの財産区が存在をしているということでありまして、財産区をなくすというのは、いわゆる認可地縁団体へやると、あるいは市へ寄附するというようなことが考えられるわけでありまして、市といたしましては、経理事務等の関与が不要になったというようなことからしまして、認可地縁団体が受け継いだ財産についてはそれぞれ

れ自由に運用ができるというようなメリットがある。しかし、その反面、なかなか運用をしているというような実態もこれあり、難しい面があるのですけれども、これらのメリット、これを引き続き財産区のほうに提案をしながらその解消を目指したいというふうに考えております。相手があることですので、何年までということはなかなか申し上げられないのですが、最大限の努力はしていきたいと思っています。

それから、全国的にどうかということをお願いしますと、総務省のこれ昨年の4月1日現在の調査でございますが、全国に4,019の財産区があるというふうに承知をいたしています。平成21年からの3年間で約2%が減少をしているという実態で、どちらにおいてもなかなかこれの解消ができていないというのが実態ということでございます。

それから、共有林に対する固定資産税の課税基準ということについてであります。土地にかかわる固定資産税を課税する際の面積、これは原則登記簿の面積によるものとされていることから、国土調査により登記簿の面積が変更された場合は変更後の面積により課税することになります。

また、杉の木の価格が安くて税金が回収できないということでございますけれども、そもそも固定資産税は課税対象となっている土地や家屋から得られる収入や所得に対して課税されるものではなくて、所有している土地、家屋の評価額が算出基礎となるということでございます。

また、財産区の所有地が非課税となって集落所有の場合は課税されるという、こういうことですが、いずれにいたしましてもこれは地方税法で定められているものでございます。地方税法第348条、固定資産税の非課税の範囲に財産区が指定されているということでもあります。そういう点では、これは法治国家でございますので、ここの中で規定をされているということ。ただ、今後の考え方、私どもの考え方としては、木材の価格、木材の利用形態、あるいは森林行政の変化、こういうものがあるわけでございますので、それらにやっぱり対応した視点ということも必要であるというふうに私自身は考えているところであります。

肉用牛、佐渡牛の問題であります。まず、1点目の遺伝性疾患についてでございますが、現段階で佐渡であるという報告は受けておりませんが、現在肉用牛の遺伝性疾患に対する対応方針に基づく農家指導が行われているところでありまして、母牛の血統に注意した交配が行われ、その発症リスク低減を目指して取り組んでいるということでございます。

それから、体重等々の問題でございますが、佐渡産の平成24年度の子牛の平均体重は、全国と比較をいたしまして99%、価格では106%、それから肥育牛での同年の平均の枝重量、平均の枝の重量の全国との比較では98%、価格では102%というふうになっておりまして、とりわけ大きな差があるというふうには認識をいたしておりません。

また、肉用牛の飼養頭数につきましては、平成12年に対比をいたしまして減ってきております。ちなみに、肉用牛、これについては平成15年、624頭あったわけですが、平成18年に457頭という形で減ってまいりました。しかしながら、その後肉牛振興という形でやってきておりまして、この25年には520頭まで回復をしているということでございます。ただ、乳牛につきましては615頭、平成15年でありまして、これをピークとして年々減っているというのが実態であります。今後の増頭対策といたしましては、肉用牛の中核育成センターの拡充と企業経営への移行の可能性とか、あるいは12ヘクタールの草地を

持つ団地の活用等々について、今佐渡農協と協議をするとともに、観光面での活用ということも踏まえながら佐渡牛の振興に努めていきたいと思っております。ただ、畜産業というのはいわゆる初期投資の問題があったり、あるいは場所の問題があったり、飼料の高騰等々、国産の飼料というのはほとんどないわけです。そういう課題がありますけれども、何といたっても一番大きな課題は口があるということ、もう一つはにおいがするというところでございます。この辺が地域の人たちにどう受け入れていただくのかということがやっぱり一番の大きな課題であります。今後建設業というご指摘もございましたけれども、いわゆる第二創業化という中におきまして、建設業の方々とも相談をさせていただきますが、今申し上げたようなことが大きなネックになっているということは事実であります。しかしながら、これから一番やっぱり我々大切なことは、佐渡の観光の場合、泊数をふやすということが必要なのです。リピーター率を高めて泊数をふやす。そのときに全て海のものだけで対応というのは、これはやっぱりうまくないだろう。そういうことからすると、肉ということも大事でございますので、まず佐渡に住んでいる人たちが畜産を受け入れるという意識、そういうものが必要だと思っておりますので、そういう理解が得られるようにこれから積極的にその活動を進めていかなければならぬ。私は、これは農協が主体だと思っておりますので、農協のほうにこれから話をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） それでは、財産区の構成員は住所の転入で権利が発生し、転出で消滅すると理解すればいいですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 説明いたします。

住所を有することにより権利を得るということでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） そうすると、全体的には転出者のほうが多いということになりませんか。また、構成員は変わっていませんか。構成員の人数です。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 説明いたします。

今ほどの話はどこの財産区……

〔「全体です」と呼ぶ者あり〕

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 済みません。持ち合わせていませんので、答えることはできません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） では、財産区の構成員の住所と思われるところに転入した者は全て権利が発生して

いますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 住所を有する者が構成員になるということで、そのように考えています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） ちょっとこれかみ合わぬな。これは、では委員会でこの続きをやりますので、調べておいてください。繰り返します。財産区の該当する地区内に転入した場合は権利が発生し、転出した場合は権利が消滅するのか。それから、全体的には財産区の構成員の人数は変わっていないのか、変わっているところがあるのか。では、これ委員会でお願いします。

それから、植樹について主幹に伺います。防風林はわかると思うのですが、駐車場については私の描くのは、例えばアミューズメントのああいう段になっている駐車場は、その中間の土の部分に木を10メートル置きでも15メートル置きでもいいのですが、木があるといいな。それから、今度体育館ができるとそれなりの勾配でかなり広い駐車場ができると思うのですが、周囲に植えるなり、差し支えない程度にやっぱり木を植えてほしいということなのですが、理解できますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

確かに現在アミューズメントは段差のところに植栽はございません。あるのは、どちらかというところの入り口のところにあるところは風致木もしくは日よけのような植栽はしておりますが、3段あるところにはそういう植栽はございません。

この後総合体育館についてですが、駐車場につきましては日よけという形ではなくて修景という形で、高木でクヌギもしくはソメイヨシノ、そういうものを計画しておりますが、全体で25本、そのくらいの数でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 何平米で25本かわかりませんが、これは事業費の中で植樹することは可能なのでしょうか。できるのですか、できないのですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

事業費の中で計上しております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 30台、50台の駐車場ならそんなものでいいのですが、公共事業費の中でできるといふことであればもうちょっと、桁が1つ違うのではないかな。では、駐車場の台数は全部でどれだ

け予定していますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

正確な台数、ちょっと今私失念しておりますけれども、おおむね500台程度というふうを考えております。ただ、今回のところはかなり勾配がございますので、のり面が長くなります。そちらも盛り土になりますので、余り大きな木を植えますと木が揺さぶってのり面崩壊等の危険もあるものではないかというふうに考えます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 勾配があるので、斜面が長くなるといえばなおさら植樹できると思うし、それから大きくなれば切ればいいわけです。50年もたったら切ればいいので、20年、30年もてばいいと思うので、もうちょっと木をふやしてもらえませんか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

予算と、あとは樹種等についてもこの後設計監理を委託しておりますので、業者とコンサルと打ち合わせをしてみたいというふうに考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 後ろ向きの検討をしたいでは困るので、身近でいうとこの前の駐車場もあの松の木の下に車を置くのはみんなが希望するのです。それと、そればかりではなくてやっぱりあれだけの広い駐車場に何にもないというのはどこの駐車場見ても、今のところ多いのですけれども、それはちょっと景観上もよろしくない。では、これもまた委員会でやります、この続きを。

市長、いいですか。午前中から一般法人の農地の所有についていろいろ答弁しておられましたけれども、一般法人が農地を所有するという点について可能性はどのように考えていますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今全国的な傾向といたしまして、一般法人、いわゆる農事組合法人とかということではなくて、一般の株式会社等々がやっぱり複合化という形でいろんなところに参入をするという傾向がこれ強うございます。特に農業が一番多いわけでありまして、そういう中において基本的には今借りるという、土地を借りるという形で進んでいます。ただ、この借りるというものについても非常にまだ問題がございます、大分よくなってきたのですが。したがって、一番大きな希望としては、売ってくれと、自分のものにしたいと、そうすれば自由になると。ところが、片一方、農地の保全をするという立場からすると、優良農地を勝手に駐車場に変えてもらったり、何かいろんなところに転用されると大変ですよという、その辺がある。したがって、国としては全国的にそれをやるということは現段階では不可能だ

と思っております。しかし、しかしながら、さっき申しあげましたように、佐渡のようにエリアが決まっているところ、海で隔離をされているわけですから、そういう意味でこれは可能ではないかということで特区申請を行うという今手続に入る。ただ、これも特区申請をやるということですが、必ずしもそれが通るとは限っておりません。ただし、私はこのことをやることによって、さっき申しあげましたけれども、いわゆる中核の農家の人たちが耕作放棄地を管理今までできなかったのです、自分のところをちょっと荒らしていれば。それもやるというところにまで来ましたので、やっぱりこれはどんどん要望していかなければならないことだと思っております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 市長、もしそれがかなり見通しがまずくて厳しいとしたならば、私は中山間地限定でもいいのかなと思うのですけれども、そのほうがもし通りやすいとすればそれでもいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それは、一つの作戦として考えていきますが、世の中に日本全体から見ると中山間地のほうが多いのですよ。そういうことからすると、私はやっぱり離島のほうがいいのかなという感じありますが、しかしそれはいろんな視点から突っ込んでいかなければならないと思っておりますので、それがだめだということではございません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 私の今言ったのちょっと、離島特区でいって、難しいときは離島の中山間地ということであります。

それで、ちょっと牛のほうで数字が合わないのですけれども、これ全ての数字をつき合わせるのもなかなか難しいので、例えば牛の頭数の減についてですが、この10年間で買う人と農家と頭数が半分になったと聞いているのですが、このことはどうですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

平成12年からは半分になっております。市長からご説明申し上げたのは、平成15年のほうの数値だったと思いますので、平成12年が肉用牛で132戸で798頭、平成15年度が112戸で624頭、平成25年が81戸で520頭ということになっております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 10年間で選んだ、年によって、24年と25年でも違うようですけれども、細かいことは別として、要するに半減しているということですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明します。

和牛のほうはおおむね35%、肉用牛のほうは35%程度の減になっております。乳用牛のほうは49%ぐらいの減だったというふうに考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） それでは、状態の悪いものについて、私が聞くには4月は高く7月は低いのですが、7月の低いほうでも特に悪いものが雌牛で26.9%、去勢で25.0%という数字がありますが、これはどのように理解しますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明します。

7月市場ということでございますが、7月市場につきましては全頭で日齢体重が1,008、キログラム単価が1,810円で、日齢で1,008グラムということで、これにつきましては4月よりも単価はやや下がりますが、成長のほうは順調だということになっております。ただ、例年7月市場につきましては、4月と10月のちょうど合間でございます、ちょうどちょっと境の小さな目の牛が出るケースもございます。そういう部分で小さなものがやや出たというところあるかもしれませんが、全体の平均としては決して7月が悪かったということではないというふうに考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 7月で全国平均と比べて佐渡が雌で5万7,000円、去勢で4万8,000円安いという数字がありますが、承知してますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 全国平均につきましては、数値としては24年度のものを使っております。

7月については、今7月単体での全国平均の差というのは、申しわけありません。私今ちょっと出しておりません。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） その数字のとり方、月にとか、一概に言えないのですけれども、佐渡は余りよくないという数字がいろいろなところに出ています。

それで、体重の低いものを、これは後で委員会というわけにいかないのだよな、委員会違うので。4代さかのぼって調べられた、系統的に、数字があるのですけれども、ではこれは後で、ちょっとこれを今ここで数字を並べて議論するには時間がかかりますので、もうちょっと。

それでは、ちょっと最初のところに戻ります。森林の課税についてですけれども、私先ほど400から500メートルぐらいが境で木の生育が全然違うのだと。400メートル以下なら50年から70年で杉が伐期を迎えま



すけれども、500から上になるとこれちょっと計算ができないぐらい長いし、もう800という標高になるとそういう木は少ないです。これを、難しいのもわかるのですけれども、しかもその高いところに行くほど人も通れない急なところがそのうち三、四十%あるわけですから、これを一つ一つチェックはできぬにしても、やっぱり課税の不公平ではないかと思うのですけれども、現実には本当に……

〔「払わぬでいいんだ」と呼ぶ者あり〕

○11番（浜田正敏君） 払わぬでいいと後ろで言うていますけれども、いや、もうこれが今度、今相川地区で国土調査が終わって参加してくるところが高千の3集落ぐらいあります。それから、国土調査がまだ全然進んでないのが多分旧両津地区だと思えます。私がさっき言いました2倍というのは二見地区です。それから、三、四倍というのが相川から尖閣湾まで、戸中までの金泉地区です。というふうが一番北へ行くと平均で8倍だと。そのときに実は赤紙が来まして、何でこんなところに税金かかっておるのかなと思ったら20倍になったと。それは、国土調査のときにも歩けなかった山であります。これは、10人ぐらいの共有地だったのですけれども、赤紙が来て早速払いに行ったのですけれども、二、三年前にも小田集落で誰かもらってくれと言うてももらい手がいない。では、払わないでおいて市がとってくれるかというケースも出てくるかと思えます。この辺については何か考えありますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

滞納になった場合のことかと思えますけれども、確かに納めていただければ何か差し押さえをすることになると思えますけれども、必ずしもその山を差し押さえるというものでなくて、換価しやすいものをまず私たちは探させていただきます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） このことについては、私の集落は120町歩の共有林があるのですけれども、ほとんどが保安林になっておるので、年に4万ぐらいなのです。だけれども、隣の集落、隣、隣の集落では今悲鳴を上げているし、私個人にしても前回自分の名前に相続するときに、筆数が多いものですから、山林も20町歩ぐらいあったのですけれども、やっぱり30万近い相続登記料がかかる。これ息子にこれからも次々と相続していけという気にはなれないというのが今の現状なのですけれども、では税務課長、先ほどの課税については面積に対する課税だと言いましたけれども、だって課税には宅地並み課税もあれば地目によって、価値観からの課税もあるわけです。では、極端なこと言えば植林できない山も同じですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

まず、現地を確認させていただきます。それで、例えばこのような佐和田の町なかにあって市街化しているところの中心に山がありますと。ばさばさとならせばすぐ宅地なりそうなところということになりますと、通常の山林の評価ということではない場合があります。あとは、金北山の上とかあんなところで確実に山林以外用途として使えないもの、これはもう通常に山林として評価させていただきますので、条

件によっては同じ山林でありまして課税に高い、安いは出ます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 課長は、ちょっと私の話が見えるか見えないか。私の集落の関というところは、関岬過ぎると鏡岩といって、高さはあれどれくらいあるのかな。70も80も、急な岩場なのですけれども、垂直か、あれも山林なのです。年に7,000円ぐらいかかっていたのを私は10年前にこれ保安林にしてもらって終わったのですけれども、まだそういうところがたくさんあるのだということと現在保安林の方向が、林業事務所では1年分審査するのが山になっている。そこで、自分たちが工事をやる時には保安林指定しなければならぬから、挟まってくると。これするときには市の同意も要ると解釈しておるのですけれども、現実には保安林の移行がかなり厳しくなっているし、市も厳しい方向に向かっていると私は理解しているのですけれども、保安林の指定をするところの条件を厳しくしているように考えているのですけれども、どうですか。どなたが管理していますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

保安林指定につきましては、その目的に合った保安林を指定するものでございますので、私が課長を拝命してからそれを厳しくするといった話は県と協議したことはございません。あくまでも目的に沿って保安林指定をしているというふう聞いております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 要するに今までは弾力的に保安林にしてもらえたものが、今度は保安林の要件をきちっとする。何のために保安林にするのかと。はっきり言えば課税逃れの保安林は該当しないということなのでしょう、極端なことを、結論言えば、それは別としまして、要するに現実にはもう1年分書類は詰まっておると。そして、これから保安林に指定するのは、指定された区域の方向に移るということはないですよ。例えば金北山の一带とか一部分に絞られていくということはないですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 先ほど申し上げました保安林については、課税も含めて目的がございまして、それ以外に要件で特定の場所だけ指定するということはないというふうに思っております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） この前共有林と思われるものが2,000町歩ぐらいだったのかな、要するに佐渡市の面積の……では、これはいずれにしてもさっき市長は山林の課税については方向を見直してみるような答弁だったと思うのですけれども、そのように理解してもいいですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 財産区、そうではなくそれぞれで税金がかかる、かからないということについては法律で定められておるものでありますから、これを崩すということはできない。ただし、我々は森林行政とかいろんなこと考えた場合に、行政上いろんな昔のものと違ってきているわけでありまして、そういう視点も持たなければならぬというふうに申し上げたわけでありまして、法律を変えるということは私の力でもできませんので、それだけご理解いただきたい。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） 私の予定は過ぎておるのですけれども、牛が残りましたけれども、この数字をちょっと詰めるには時間がかかりますので、課長、後でこれについては詰めたと思います。

では、これで私の質問終わります。ありがとうございました。

○副議長（岩崎隆寿君） 以上で浜田正敏君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

---

午後 4時04分 再開

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺慎一君の一般質問を許します。

渡辺慎一君。

〔4番 渡辺慎一君登壇〕

○4番（渡辺慎一君） 私は、地域政策研究会の渡辺慎一でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。前回同様のささやかな私の経験をもとに、若干の提案やら質問等をさせていただきます。

地域の活性化は、昔から永遠のテーマであり、甲斐市政もこれ以上地域の空洞化を招かないよう地域支援係を各行政サービスセンターに置いたり、地域おこし協力隊も配置しました。日本一愛され選んでもらえる島に、島民一丸となった観光振興、佐渡独自の価値を全国の人たちに知ってもらうという甲斐市長の目標実現を加速させるにはどうしたらいいでしょうか。商売繁盛の心得は、1にお客様に喜んでもらう、満足してもらう。2番目に、お客様から自分のお店のよさを口コミで情報発信してもらう。3番目に、何度も利用していただけるようなファンに価値情報を届け、拡散してもらう。ちなみに、1番目のお客様に喜んでもらう、満足してもらうの満足、私ども商工会等での研修では、CS、顧客満足あるいは顧客満足度と言っておるようです。CSを英語の文字にしますと、カスタマーサービスとよく間違える方がいますけれども、調べてきました。カスタマーサティスファクションということで、お客様満足という、いい発音ですけれども、カスタマーサティスファクションという訳だそうです。

最近おもてなしの言葉をよく議会でも聞くようになりました。サービスとおもてなしはどう違うのでしょうか。サービスとホスピタリティーの違いというところで調べてまいりました。サービスの語源は、ラテン語のサルボス（奴隷）と書いてありますけれども、サルボスです。サービスは、語源のとおりサービスを受ける立場が主であって、サービスを提供するほうは従ということで主従関係がはっきりしていると言えます。一方、ホスピタリティーの語源は、ラテン語のホスピス、今の日本での日本語訳しますと客人

等の保護となっております。それが英語のホスピタル、病院、それからホスピス、終末期ケアと、いろいろな言葉に発展したものです。ちなみに、私がイタリアのほうに行ったときに通訳の方からイタリアの救急車の運転手は全てボランティアだと聞きました。なぜボランティアかといいますと、巡礼に行くときにけがをしたり、体が弱ったりした人をボランティアの人が小さな教会とかに運ぶことから始まったということで、ホスピタリティーの語源がホスピスであったり、ホスピタルの語源ということをよくそれで納得できました。これらは、対価を求めるものではなく、おもてなし、喜びを与えることに重きを置いている点が大きくサービスと違います。ホスピタリティーにおいて重視されるのは、人間性や信条、個性、感性などであり、報酬を求めての行動ではありません。おもてなし、喜びを通じて、報酬は結果としてついてくるという考え方であります。

さらに、サービスの段階が3つあるということもネットのほうで調べがつかしました。これは、ホスピタリティーにつながる3段階のサービスというふうに書いてあるわけですが、第1段階のサービス、当たり前であり、当然しなければいけないサービス。第2段階のサービス、お客様の満足度の高めるサービス、気配りが含まれたよい印象を与えるサービス。先ほど述べたカスタマーサティスファクション、顧客満足につながるというふうになっております。第3段階のサービス、お客様がしてほしいことを真剣に考え、お客様が求めている要望を超えたサービス、自分の親友や家族に接する以上の気持ちを込めてお客様に最善の試みを行う、これがホスピタリティーイコールおもてなしということだそうです。これを佐渡市と市民あるいは佐渡を訪れる観光客、あるいは佐渡の農産物あるいは加工品を買う人の関係でいいますと、佐渡市と市民の関係、①、先ほどの商売の心得につながるように書いてみたのですが、行政は市民サービスに努め、満足度を上げるような努力をすべし。②、行政は市民の力をかりて情報発信力の強化ができる。③番目に、佐渡市のファン、サポーター、フォロワー、準市民、ボランティアグループ、NPO等には価値情報を届け、拡散してもらう。リピーターの囲い込みあるいはファンづくりにも通じます。簡単に言うと満足、口コミ、リピとも言えますし、満足、情報発信力の強化、ファンづくりというようなことにも尽きると思います。

ということで、質問に入らせていただきます。1番目に、市長の言う、日本一愛され選んでもらえる島に、島民が一丸となった観光振興、佐渡独自の価値を全国の人たちに知ってもらうにはどのような仕組みを構築するのかお聞かせ願いたい。

2番目に、佐渡のと畜場について。過去のと畜場閉鎖の経緯とその後の検討の動き、会議等、そして今後のと畜場建設の計画等はあるかないか。

3番目、トキの森公園について。ふれあい施設開館後の実績と今後の見通しについて。

4番目、本庁増築と支所、行政サービスセンター整備基本構想案の新穂行政サービスセンターの移転計画について。新穂のところだけ基本的な考え方を述べていただきたいと思います。

5番目、佐渡汽船小木・直江津航路について。市長の小木・直江津航路に対する基本的な考え方をまずいただきたいですし、確認の意味も込めて質問をしたいわけですが、佐渡空港・小木航路特別委員会でも議論になったところでもありますけれども、黒字で配当している上場企業に公的支援をする、この理由といいますか、根拠、考え方を聞かせてください。

6番目に、農産物輸出について。基本的な考え方と戦略、品目と国名をお願いいたします。

以上、演壇の場からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（岩崎隆寿君） 渡辺慎一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。日本人でありますので、日本語でしゃべらせていただきます。

観光振興なり、あるいは佐渡独自の価値というものをやっぱり全国の人たちに知ってもらおうということが一番大事だというふうに思っております。その点では、議員のおっしゃることはまことに私もそのとおりだというふうに感じておるところであります。今サービスの問題とかホスピタリティーの問題が出てまいりましたけれども、私自身は私の言葉で市外にまず発信をしなくてはならないと思っています。まず、何とんでも佐渡のことを知ってもらわなければならないわけでありまして、知ってもらった上に、価値というものをとにかく我々は提供し、佐渡オンリーというものを提供し、それを認知をしてもらって、さらにそれが共有化をして、お互いに向上させるというのが私は一つの流れだと思っています。これは、教科書的な話でありますから、これなかなか実現するのは難しいわけでありまして、その前の段階として私は佐渡の価値というものを知ってもらうためにいろんなところに顔を出しているということでありまして。その原点、私の原点はやはりフェース・ツー・フェースが原点だというふうに考えております。今回の7年後のオリンピック誘致についても、いろんな媒体、いろんな手法があったかと思えます。それも大きな要因にはなっていると思っておりますが、私は最後の最後のやっぱりフェース・ツー・フェースと申しますか、あの訴えというものが効いたと思っています。したがって、そういう意味では私自身はそれを中心に考えているところでありまして。しかしながら、それだけではこの世の中うまくいかないわけでありまして、今情報が氾濫をしている中において遅れてくるわけでありまして。したがって、今その他の手段としては、市のホームページのほかに島外住民向けのメールの配信あるいは準市民制度というようなものを活用をいたしておるところであります。これもいわゆる一方通行であるというところに私は問題があるのではないかなと思っております。また、いろんな佐渡出身の方々もいっぱいおられるわけでありまして、そういう人たちに対してもいろんな対策をとっているということでありまして。そういうことで、ただ一方通行の情報発信というのはやはり問題であるだろうと思えます。そういう意味では、これからはITの技術というものを活用しながら双方向に情報発信できる、フェイスブックなどのソーシャルメディアを用いた情報発信の必要があるというふうに考えております。そういう意味では、いち早くこれにやっぱり取り組んでいかなければならないということもございますので、年内をめどにソーシャルメディアを用いた情報発信について運用を開始をしたいというふうに考えております。ソーシャルメディアについては、情報発信については、いろんなやっぱり課題もこれ反面あるわけでありまして、その辺について運用ポリシーの検討を行いながらリスク回避に努めてまいりたい。いずれにいたしましても年内を目途に運用を開始してまいりたいというふうに考えているところでありまして。

次に、と畜場の問題であります。佐渡には過去と畜場がございました。これは、平成7年に閉鎖をされたわけがございます。閉鎖の理由は、施設の老朽化ということがございまして、新築の計画を組んだわけでありまして、地元の同意を受けることができなくて、いわゆる断念をし、平成7年以降閉鎖をされたと

いうことであります。と畜場法に基づく一般のと畜場とかあるいは簡易のと畜場とか、こういうものがあるわけですが、今の段階で佐渡の中にこれを導入するという事は非常に無理があるというふうに考えています。それはなぜ無理があるかといいますと、1つは経費が簡易のものであっても約1億円程度のお金がかかります。と同時に、それなりの頭羽数が必要だということになります。頭羽数が必要だということになります。したがって、ある一定の頭羽数に持っていかなければならないわけでありまして、その頭羽数に達する段階で私にと畜場というものの検討には入らなければならないと思いますが、現段階では無理であるというふうに考えているところであります。

次に、トキの森公園の問題であります。4月からこれ3月30日にオープンをいたしたわけでありまして、4月1日から8月末までのトキの森公園の入園者数は14万1,356人。前年同期対比で1万6,236人、13%増加をいたしているところであります。本年度の入り込みの目標は24万人、これを目指しているわけでありまして、これから秋から春にかけてのイベントの実施あるいは情報発信、これによって入り込みの確保をしまいたいというふうに考えているところであります。特にこれから秋の行楽シーズンに入るわけですので、ただトキを見るということだけではなくて、環境学習あるいはトキの講話とか、こういうものを開催をすることによってリピーター客をそこの中に入れていきたいと思っておりますし、それこそいろんな、私どもが米の販売とかあるいは果物の販売とか料理、いろんなものの材料の販売等をやっているわけですので、そこのお客さんがいっぱいいるわけでありまして、そういう方々に対してもこれをさらに宣伝をしながらしていきたいということ。いずれいたしましても、日本広しといえども佐渡でしか見れないものでございますので、そういう意味ではこれを核としてお客さんを呼んでまいりたいと思っております。

議員のほうからいろんな問題点もあるよというようなことのご指摘もいただいております。特に私もこれ耳にしているのですが、「トキまで2センチ!？」というすばらしいキャッチフレーズ、私あれはもうすばらしいキャッチフレーズだと思っております。あれで来たときに、やっぱり100%の人が見れると思ってくるのですが、見れるのですが、夏の暑いときになりますと日陰へ隠れるというか、日陰へ入れば涼しくなるわけですから、そういうときにちょっと見られないという苦情もあることも承知をいたしています。ただ、「トキまで2センチ!？」ということのキャッチフレーズではあるのだけれども、しかしトキはロボットではないわけでありまして、相手も生き物でありますし、それこそ日本語が通じないわけでありまして、やっぱりその辺はご理解をいただくということは説明責任を果たしていかなければならないなということでございますし、それをカバーするためにほかの見せ方の工夫ということもやれということでの指示を申し上げたところであります。

それから、本庁、支所、行政サービスセンターであります。支所、行政サービスセンターにつきましては、地域力の向上あるいは地域の活性化あるいは発展の拠点としてこれは機能を有するべきというふうに考えております。地域に密着したいいわゆる複合的なコンパクトな施設、このようなものを拠点として、視野に置いてこれから整備をしていかなければならないなと思っております。そういう中において、老朽化したもの、老朽化が著しいものについては、いわゆる耐震性なり、あるいは残存の耐用年数等を勘案しながら、補強をできるものはする、補強が困難なものは近くに移すとか、あるいは新たにつくるとか、こういうことをそれぞれの施設ごとにやっていかなければならないなというふうに思っております。

新穂の行政サービスセンターでございます。築後46年が経過をしております、耐震補強は非常に困難な工事が予想されるということから、近隣の施設への移転を考えたものであります。今後とも議会での報告あるいはその他パブリックコメント等を通じながらご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、小木・直江津航路の問題であります。これは、当初から一貫してあるわけでありまして、これから2014年に北陸新幹線が開通をいたします。そのことによって私どもは、上越新幹線と北陸新幹線というものをどう周遊させるかということが大きな観光のかなめになるのではないかなと思っております。そういう意味においては、上越新幹線と北陸新幹線を結びつける扇のかなめが私は佐渡になるというふうに考えておまして、この周遊のためには両津へ入って小木から抜ける、あるいは小木から入って両津へ抜けるという周遊というものの拠点になる、そういうことを目指していかなければならないと。しかしながら、現段階におきましては、平成20年からでありますけれども、1.5往復というような形で非常にお客さんに不便をかけたというような運航体制になっているわけでありまして、したがって、こういうことではなくて、それこそさっき議員がおっしゃってましたやっばりもてなし、こういうことを考えた場合にはこれはどうしても正常なものに戻していかなければならない。そして、佐渡汽船が考えているようなそういう船の建造ということについては、我々行政として一定の支援はしていかなければならぬだろうと。その支援の基本的な考え方としては、今実は小木・直江津航路というのは赤字でございます。そのことによって、今回新しい船を導入することによって、黒字になれば一番いいのですが、赤字幅を少しでも縮めていく。その縮めたものをほかのところのサービスに回してもらおう。これは、当然やっていただかなければならないということでありまして、そういう意味からして、一日も早く黒字の方向に持って行ってもらうなければ困る、会社として。そのことによってサービスの低下を防ぐ、サービスの向上を図っていく。そのためには、赤字を補填するのではなくて、初期の投資である一定の支援をしていかなければならないというのが私の考え方でございます。したがって、このことについてはぜひ、議会はもちろんであります、市民の方々にお話し申し上げて、ご理解を得ながらそういう方向でやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、農産物の輸出については、先ほどもお話し申し上げましたが、現状では利益を生み出すということは一般論としてはなかなか難しいわけでありまして、しかし佐渡の場合というのはジアスの認定とかいろんなことで評判が高いわけでございますので、そういう意味ではこれから積極的に目指していかなければならないかなと思っております。10月のシンガポール、12月の台湾というものが今私どもが計画をいたしております。それは、佐渡米、そしておけさ柿あるいは加工品という形でございます。議員のご指摘であります、商標登録という問題がこれは出てくるわけでありまして。現在認証米については、商標登録を国内においていたしております。それから、おけさ柿についても国内における、日本における商標登録は行ってあります。しかしながら、輸出ということになりますと相手方に対する、相手方の商標登録ということも必要でございます。これが10月と12月にそういう形で、いわゆるデモをやるわけでありまして、そこから結びつく段階においてこの手続に入ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 一番最初のところからさらに聞かせていただきますけれども、市長とのタウンミーティング、新穂来られたときにこういうものをいただきました。芽出し、橋渡し、施策化、拡大、定着、非常にわかりやすく書いてあります。その後の芽出しの必要性、日本一愛され選んでもらえる島にというところがあるのですけれども、「自らの地域を愛し、誇りを持って暮らすなら、自らの地域の活性化に向けて頑張っているなら、それに向けて行動しているなら、おのずと人は訪れてくれるし、その他の産物を求めてくれる」、私はこれを読んだときに非常に甘いというふう感じたのです。まじめにやって、こつこつまじめにいいものをつくろう。いい商品をつくっても売れないときには売れないのです。そういう私の経験というか、誇りを持って地域に貢献して、ただ頑張っていればというのは非常に甘い。これをやっていけばお客さん来るなんていうのだったらやらなくてもいいわけで、いろんな施策なくてもいいようにも感じますし、それから下のほうにロビー活動という文言を見たときにおやつと思ったのです。今回のオリンピック等は、ロビー活動等も含めて大成功したというようなニュースも聞いておりますけれども、前回の私の昨年9月の一般質問のときにも言いましたように、ここにはやっぱり戦略と、先ほどこの後検討すると言ってくれましたけれども、SNSの活用が必要かと思っております。今の佐渡市の例えばCNS、それから広報、それからネットでの情報提供、それを否定しているものではありません。それをさらに加速度をつけていくためには、時代に合った文明の利器というものを使わなければいけないということで、前回の場合には防災に絡めてSNSの取り扱いを市でやってほしいということをお願いしたわけですが、市長とのタウンミーティングのこういうものを見せていただいたときに、やはり時代に合った文明の利器によって佐渡の活性化をさらに加速度をつけるという意味で、よろしく願いたいと思いますが、その辺先ほど取り組むと言っていたのですけれども、お願いいたします。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のお持ちになっているのは、多分私今見ているのと同じものだと思いますけれども、この芽出し、橋渡し、施策化、拡大、定着という矢印、両矢印があって、まず1つ芽出しを出したわけです。芽出しさえやれば何でもかんでもお客さんが来てくれるということではございません。そこで、私は芽出しも市民の方々にお願いをしたい。それを私はその下の橋渡しというところで、こういうことをやってきましたということを報告申し上げました。その橋渡しというのは、先ほどご答弁を申し上げたようにフェイス・ツー・フェイスというのを私は中心にやってきたわけです。しかし、それだけではこれからはやっていけないので、フェイスブック等のものを使いながら、本年度から導入をいたしますという答弁を差し上げたわけでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ありがとうございます。やっと2回目の一般質問において日時を、日時といいますか、ことしやると、日時を区切って言ってくれました。ちょっとなれていないものですから、焦っております。

次に、佐渡汽船の問題に行きたいのですけれども、私特別委員会で佐渡汽船の小木・直江津航路の特別



委員会に籍を置かせていただきまして、佐渡汽船の木村常務が来られたときに、小木航路は赤字だからということで、私の質問は上場企業で配当している会社に公金を投入するにはそれなりの理由が要るのですよということを質問したときに、木村常務は小木航路は赤字だからというふうに答えました。そこで、私が根拠としてはまことに乏しい。佐渡市は、今まで誘客支援など航路にいろいろな支援をしてきた。その代替で今後は支援を求めないということかというふうに尋ねましたら、木村常務はそのとおりですと明快に答えました。市長にお尋ねいたしますけれども、この解釈でよろしいでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども申し上げましたが、赤字補填ではない、私はそれにこだわったわけでありませぬ。赤字補填でないという理由は、1つは今議員がおっしゃったように今までもお客さんと呼んでくるとか、そういうことのために県、佐渡市、上越市が、それぞれ負担割合は違いますよ。違いますけれども、お金を投じていた。それを今回の支援をすること、金を出すことによってその部分の前取りなのですよ、前取り。したがって、私は赤字補填ではなくて初期投資の一環だということを通したということでございます。そのとおりであります。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） そのとおりだということで次に進めたいと思うのですが、私も吹けば飛ぶような会社を経営しておりますけれども、過去には並行輸入で大分自分のところの資材をドイツから直接持ってきております。それから、日本に商社がないということで昨年の12月にはイタリアのほうに出向きまして、日本に商社ないわけですから、輸入会社もそれを扱うところがないものですから、いろんなやりとりをした中で、電圧とかそういうものもなかなかやりとりが難しいということになって、乗り込めば誠意がわかるだろうということでもって乗り込んで、半年かけて12月にイタリアの機械をイタリア人の技師と、技師が来て試運転までして帰ってまいりました。

委員会のときに見積書なるものを見せてもらったときに、あそこには、普通見積もりといいますとこの見積もりの金額を提示したことによっていついつ幾日までにオーダーをいただきたいという期限が区切られていたり、どういう手段で、例えば船便で送るとか、サル便あるいはザル便という、SAL便というのがあるのですが、陸上は車に乗って、海上は飛行機に乗るというのもありますし、純粋な航空便というようなものもあるのですが、あれを見たときに私はこれは見積書ではないと、認められないと言ったわけですが、一応見積書として出された信書といいますか、ペーパー、それを見せてもらったときに、いろいろと私が経験した中で、何でトリマランからカタマランに変わるのだろうかとか、いろんな心配とか、勘ぐりが始まったわけでございます。要するに見積書と称するものは、上越市には事前に報告があった。新聞には、佐渡汽船が情報を流したのかその辺がわかりませんが、発表があった。佐渡市には、あの見積書なるものはこちらから催促していただいたと私は思っているのですが、これで正しいと言えますでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） いやしくも60億になるのか、幾らになるのか、60億というような大きな取引をするわけでありますから、社長と社長とが手紙でやりとりして何%値引くなんていう、そんなばかなことあり得ない。あれは単なるお手紙だと思っております。これは、60億もの物でありますから、入札とかという契約行為があつて初めて何%になるのかとかいう、いわゆる値引きになるのかわかりません。そういうものがあるべきものだと思っておりますので、あれは両社長のお手紙だというふうに私はとっております。ただし、お互い、県はいいのですけれども、上越と佐渡市が同じような視点で今検討しているときに、佐渡汽船の立場として同じ情報をやっぱり両方に流してもらわなければ困るのですよ、情報として。それは、ガセネタであろうと何であろうとも、とにかく同じものを流してもらわなければ困る。それが上越のほうに流して佐渡のほうに来なかったというのはまことに問題であるということで、交通政策課長に指示をしてどうなっているのだということで取り寄せたものであります。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ということは、佐渡市に事前の報告はなかったということでございますね。

次に行きますけれども、議員全員協議会、9月9日、小川社長から市長宛での、こちらです。佐渡汽船の小川社長から小木・直江津航路導入予定である中型高速カーフェリーの公的支援についてということで、佐渡市長、甲斐元也様ということでこれ出されておるのですけれども、ここには中ほど、今後船舶建造契約締結後に弊社仕様の詳細を詰めていく予定でございますが、船価が当初予定しておりました60億円を超える場合につきましては、その差額の負担を佐渡市に求めることはございません。また、船価が60億円を下回る場合につきましては、佐渡市の負担率に基づき算定される金額の支援をお願いしたいと考えておりますということの文書であります。これは、公式なものと考えてよろしいですか、それとも非公式なメモみたいなものと捉えたほうがよろしいでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） いやしくも佐渡汽船の社長から佐渡市長に宛てた文書でございますので、公のものです。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 公のものということでございますけれども、公のものということになるとここには、私も公のものと認めますけれども、一応普通の上場会社から地方公共団体に出す文書としましては、ここに自分を証明する、あるいは会社の角印と個人の実印に相当する丸い判こが押していないわけでございますけれども、これを公式文書ということならばそういうものをこれからでもきちっと整備したほうがよろしいのではないのでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

会社としての正式文書であればそのような方向でこれから指導してまいります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（渡邊裕次君） 失礼しました。ちょっと誤解がありました。

今後会社としての意思表示としての正式文書をいただく機会があればということで、しっかり社印あるいは発番等をつけたものでいただきたいということでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） これは、私が考えた限りにおいては公式文書ではないのではないかというふうに捉えたわけですが、きょうの答弁でこれが公式文書と認めるということになれば、私は特に異存はありません。ここに書いてある60億以上かかっても差額の負担は求めない、それから60億円以下の船価になった場合には負担率に基づき算定される金額の支援をお願いするということのほうが、私は実をとりたいという意味も含めまして、公式だということになればそのように認めたいと思います。

続きまして、トキの森公園の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君） 何か後ろのやじに負けないようにトキの森公園に行きます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君） 通告書に書いてあったね。済みません。

ちょっと独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とはどういうものか教えていただけますでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構というものが正式名称であります、通称鉄道・運輸機構と呼んでおります。平成15年10月に日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合して設立された独立行政法人であります。資本金が約1,164億円、全額政府による出資によるものであります。業務の内容として、鉄道船舶による交通ネットワークの整備、支援を行うということ、特に船舶の関係につきましても共有建造というような制度がございます。それから、旧国鉄の資産処分、年金支払い、内航海運活性化融資、鉄道整備支援等の事業を行っておる独立行政法人でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ありがとうございます。

それで、最後に1つ佐渡汽船問題に関して市長に確認したいのですけれども、9月の11日の日報、ここに小川社長が見えられて、この後ろのほうには、これは記者が取材した、小川社長は新潟日報社の取材に金融機関と（不足額について調整した上で）改めて両市と協議したいというふうに書いてあって、甲斐市長は何回要請されても答えは同じだと述べたということでもって、70%以上出す根拠はないということで、これを最後に1つ確認したいのですけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の新潟日報は、まことに正しい書き方をしております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） わかりました。安心しました。

続きまして、トキの森公園のところに移りたいと思いますけれども、先ほどの「トキまで2センチ！？」、口の悪い人は、行ったけれども見られなかった、ドジョウまで2センチだったというようなことを言う方もおりますけれども、私は一応ふれあいプラザに関しては圧倒的に満足度の高い施設というふうに考えておりますが、何かあっちこちの人から入る情報によりますと、よく券売機が故障するのだと。自分が行ったときにたまたま3回券売機のところまで故障というか、ちょっと紙詰まりみたいなものかよくわかりませんがどういふものなのかわかりますでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そのことについては、担当課長のほうから報告を受けております。しかしながら、そのときの話で、梅雨時だったものだから何かこうとかという話なのですけれども、人間がお月さんに行く時代のときに梅雨時だから券売機が故障するなんていうのはとんでもない話であります。したがって、徹底的に分析するように指示をいたしたわけでありませう。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） ご説明いたします。

今ほど議員ご指摘の券売機の故障の原因でございますが、おっしゃられるように券売機の券が紙のローラーを使っております。市長が今申し上げましたように、基本的には非常に湿気に弱いものでございます。梅雨時以降、数回故障が発生しておりまして、その後機器の中に小型のファン、空気を、風を送ったり、あとは除湿剤というもの入れまして改善を今図っておるところでございます。また、抜本的な部分については、また業者のほうといろいろ検討をこれからしていくこととしております。

以上でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 既に対策を講じているということで、次に移りますけれども、1枚のチケットで資料館、それからプラザ、あるいは券売機も、どの位置というのははっきり私も把握はしていないのですけれども、それをスタッフが口頭で案内しているだけでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） 今ほどのご案内の件でございますが、基本的には券売機2台、プラザのほうと資料展示館のほう設置してございますが、両方とも、両方の券売機にこの券1枚で両方の施設がござら

んになれるという表示はしてございますが、ちょっと見にくいところもございますし、それに合わせてそれを補完する意味で案内が、両方見れますよというご案内もしておりますが、混雑時にはなかなか対応できないところもあるかと思っております。この後しっかりわかりやすくお伝えできるように掲示を工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 口頭で説明しなくてもいいように大きな看板で案内するほうが混雑時には有効かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次ですが、スタッフの労務管理上の問題はないでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） 議員おっしゃられるのは、健康面とかそういった部分でしょうか。条件的なものとか、そういったところになるのでしょうか。

〔「いや、例えば休憩とかトイレとか」と呼ぶ者あり〕

○トキ政策主幹（坂田和三君） 基本的には、こちらのほうで必ずこの時間にトイレにとか、休憩時間を1時間1回とか、そういった指示はしておりませんが、必ず暑い時期等には私も現場へ行ったときには皆さんに休憩をしっかりとってくださいというようなお声がけはしておりますし、基本的にはシルバー人材センターにお願いしておるところでございまして、シルバー人材センターのほうでしっかりその辺も管理していただいているというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 休憩とかというのは、忙しいときになかなか行けないとかというのものもあるし、あれですけども、プラザのほうの側で案内しているスタッフというのは、お客さんのほうのこちらの駐車場というか、のそばにあるトイレ、あそこを使っていますよね。そうではなくてこちらのほうの、私のところなんかはお客さんも自分も使うようなところしかないのですけれども、普通ちょっとした公の施設なんかですと、お客様の使うトイレと、それからスタッフが使うトイレと違うことが多いのですけれども、この場合、プラザの場合にはどうですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） 今の議員ご指摘のとおり、トイレにつきましてはプラザの受付をお願いしている方々、トイレについては皆さんがお使いになられております駐車場に設置してございますトイレ、こちらを使っております。基本的には、ほかになかなか、管理棟の中には、プラザのほうあるのですけれども、なかなかそこまで回っていく、時間等々もございまして、交代制もしておりますが、なかなかそういったところもございまして、現実的にはご指摘のとおり既存のトイレを使っております。

ります。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ああいう施設の場合、先ほども言いましたように施設の中では圧倒的に満足度の高い施設と私は認識しておりますけれども、予算の関係等もあるかと思えます。あそこの中で、できましたら民間上りのというか、そういう、場長さんというか、プラザ長さんでもいいですし、何かそういう頭になる者あるいは責任者みたいな者がいるほうが、いろんなお客さんの要望あるいはその働くスタッフ、それからこうこうこういう場合にはどうするかというような、そういうことに対して、民間上りのどなたかあたりに、時間がある方になってもらうようなことはできないのかな。普通民間の場合には、自分たちの場合不便あってもそんなにお金かけないのですけれども、これがお客さんのためとかということだったら、どんなに予算があろうがなかろうがやっぱり改善して顧客満足度を上げるというようなことをやるわけですが、そういうことは考えられないでしょうか、民間上りの担当。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

坂田トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） 今現在プラザのほうには私ども職員も常駐をしております。現場の意見とかお客様の現場のお手伝いいただいている皆さんのご意見、それからお客様のご意見等々も、そういったところがまず第1段階、確認をしまして私のほうに情報が上がってきております。議員おっしゃられるように改善すべきところは改善してまいりたいと思っておりますが、やはり改善すべき内容というのをしっかり確認をして、その上で対応してまいりたいというふうには考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 農産物輸出のほうに移りたいと思うのですが、先ほど基本的な考え方は聞かせてもらいました。いろんな意味が込められる手始めになるのだと思うのですが、費用対効果を考えると全くメリットはないだろうと。もっと違うマーケティングの調査とかいろんなことを考えた上で輸出ということなのだと思いますが、これに関しましては今後何かいけそうだとということになれば継続的な輸出をする可能性はあるのでしょうか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の2件につきましては、今までみんなが失敗したり、なかなかうまくいかないというのは、真ん中に入る業者さんといいますか、その問題がやっぱりあるのです。したがって、そのところとしっかり連携をとっていかなければならないので、今回の場合は国内においてそれなりの信用のある会社なりがその真ん中に入っていると思いますので、まずその中で佐渡のものをそこにブースに置くと。そのことによってそれを宣伝して、そして取引に入っていくということで、ワンランク置いてあります。ワンランクというのはおかしいですね。ワンステップ置いてあります。つまりストレートにぱっと輸出するのではなくて、まず物産展をやる。それで、よろしいということになれば輸出をしていくと、こういう形です。それから、ほかの議員にもお答えしましたが、これだけではなくて、例えば外務

省を通じながら外交官等と呼んでくるというものも、これも同じことで、ストレートにやるってなかなか危ないところがあるものですから、そこは慎重にやっていかなければならない。いずれにしても佐渡の物産というものを、米を始め、いいものがあるわけでございますので、それは少々は赤字であったとしてもやっぱり進む方向としてはやってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 佐渡のブランド、ブランディングと、地域ブランドのブランディングとか、あるいはどんなものが売れるか売れないのかというような意味では、大海原にこぎ出していくこの挑戦は評価いたしますけれども、継続的な輸出等につながる可能性があるということになれば、前回は提案しましたけれども、商標の問題、特にトキの図案があったり、あるいはトキという漢字、中国の洋県ともバッティングしますし、同じトキでもちょっと文字が違うわけです。そうすると、ちょっと調べてみましたら、シンガポールあたりも商標権というのは先使用ではなくて先願主義、要するに早く先に登録したものが受け付けられるということですし、公用語は英語もというような、4カ国というふうに書いてありましたけれども、漢字が使われる国であるというならば、一応シンガポールにおきましても台湾におきましても早目に商標を登録したほうがいいのではないかとこのように思っております。

それで、ちょっと事例を、本土のほうの中国のほうでは、日本の要するに地方の名前やいろいろなものがもう本土では商標登録されておりまして、先にもう向こうのほうでとってしまっているというので、ちょっとネットで調べたのですけれども、日本の地名も危ないということで、驚くことに青森、博多、加賀、宇治、それから山梨、勝沼というようなものが中国で登録申請されていると。これいつの時点でというのがちょっとないのですけれども、それからこれは登録されているのがわかって、それを取り消すことができなかっていって裁判起こしたところのことだと思っておりますけれども、自分のところと同じものがそこに中国で登録先にされていると。けしからん、日本の私のところがあればなのということになったときに、あなたがそこで生産する場合にあなたのところが中国で有名だということを証明しなさいということで、なかなかそれを取り消すことができないということで、シンガポール、台湾あたりは親日的でもあり、あるいはそれなりの法治国家なのですけれども、まだ未整備なところがあるというような意味では、売れ始めたら既にその辺の脇を固めておくと、あるいは継続輸出につながるならばその辺のところを固めておくというようなそれこそ準備が必要かと思っております。マーケティングのどんなものが売れるとかというようなことに関してだけの調査程度に今回は思っているということならばそこまで必要ないのですけれども、その辺のところをきちっとこの後やっていただきたいと思っております。

答弁は要りませんが、次に新穂行政サービスセンターのことでございます。この行政サービスセンターの加賀さんが委員長の新市建設計画等特別委員会のところで、これをもらって3日後に、新潟日報ですか、土曜日の日に委員会が開かれて、私がこれをいただいて、新庁舎建設と支所、行政サービスセンターの整備基本構想案というものを説明したその3日後には新潟日報に出ました。ちょうど3日たち、月曜日に新穂でタウンミーティングがございました。そこで、先ほどのこういう説明資料等、説明していただいたわけなのですけれども、ほとんど、大半のものが新穂行政サービスセンターに対するもの、それから体育館やら民俗資料館のようなものを残していただきたいというような意見の方が多かったと思ってお

りますけれども、こちらの21ページの新穂行政サービスセンターの整備等の方向性のところだけちょっと読んでいただけますでしょうか。21ページです。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

整備等の方向性、出張所機能は、近隣のトキのむら元気館へ移転する。既存庁舎は、1階を物置とし、2階は情報通信用機器の格納庫及び物置として当分の間活用し、通信機器更新時に解体撤去する。

以上でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ありがとうございます。

いろいろあるのですけれども、住民感情的には非常にまずいなど、一体新穂自体をどうするのかということで、体育館、民俗資料館の後にまたこういうのが出たものですから、非常に憤慨されている地域の方が多いように思っております。

この行政サービスセンターは、平成21年にかなり投資をしているはずですが、どのくらいのお金をかけてどういうものを回収したかということを説明願えますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

主な改修内容は、1階の会議室、庁務員室、宿直室というのがございましたけれども、ここを改造して和室を2部屋設けました。それから、2階の議場を改修しました。それから、2階のトイレを改修しました。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） わずかといえばわずかかもしれませんが、多いといえば多いという。このとき平成21年に改修したときにあと何年ぐらい使おうと思ってこのお金を投資しましたか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

建設してからの経過年数が当時42年経過しています。したがって、この種の建物の耐用年数は50年でございます。ですから、そんなに期間といえますか、耐用年数までの期間はないというように考えていました。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 私ども商人というのは、耐用年数が来たら壊れるものと思っていなくて、耐用年



数を過ぎた分を使った分だけ事業収益につながるというような考え方をしていますので、同じ考え方になれと言うつもりはございませんが、今の答弁で考えると、42年であったものを1,600万近いお金をかけて直したと。50年耐用年数ということは、8年ぐらいは使おうというつもりであったというふうに解釈させていただきます。

今の新穂行政サービスセンターのほうにはいろんな団体が入っておりますけれども、どんな団体が入っておりますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

社会福祉協議会の新穂支所、それからシルバー人材センター、それから社会教育課のほうの図書館含めた社会教育課の東教育事務所というのですか、そこが入っていると思います。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 社会福祉協議会、シルバー人材センター、それから東教育事務所新穂地区教育係、3点言いましたっけ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（渡辺慎一君） ほかにまだ入っていますよね、2つほど。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 新穂土地改良区のことでしょうか。あの建物は、新穂の行政サービスセンターとは別の建物でございまして、それは違うと。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 2つと言いましたのは、土地改良区と私は公民館（図書館）ということだったのですけれども、土地改良区のもは別というふうに今答えましたけれども、ということになるとこの後あそこは老朽化してしばらくは物置に使うけれども、いずれは壊すのだといった場合には、土地改良区の部分は残すというふうに考えてよろしいですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

正式名といいますか、旧新穂農業構造改善推進センターと申します施設でございまして、現在土地改良区が入っています。それで、そこの建物につきましては、新穂行政サービスセンターとは分離して別建てになっていますので、またその建物については全く新穂行政サービスセンターの本館とは分かれていますので、構造的にも別々になっているということで、そのまま残したいということです。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） ちょっとのろのろやっていたら時間がなくなってきたのですけれども、元気館のほうの話にさせていただきますけれども、あそこの24年度の利用者数は何名ぐらいですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 説明いたします。

聞きましたところ、平成24年度は3万7,230人いたというふうに聞いています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 私がいただいた、資料請求したものとちょっと50人違いますけれども、私の資料には3万7,280人ということで、これは新穂村時代に約2万人使ってくれればいいたろうということで建てられたものだそうです。それが当時は村の人たちが使っていたのでしょうけれども、今はいろんな、佐渡市あちこちから来ますので、3万7,280人ということで、こちらは当時新穂村のときに元気館、県営中山間地整備事業で建設されたもので、使用計画の変更等、県のほうとの協議が必要な建物とっていますが、その辺の調整は終わりましたか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明申し上げます。

支所、行政サービスセンターの整備方針については、基本方針として、冒頭市長が答弁で申し上げましたとおり、老朽化だとか建築物の耐用年数だとか、それから耐震性とかそういうことで、その観点から考えて、新穂につきましては新穂の行政サービスセンターのセンター長に施設を案内していただきました。行政サービスセンターそのものは、もちろん中を見せていただきましたし、元気館についても中を見せていただきました。私たちが考えたのは、元気館の事務所、事務室スペース、そこに相当な余裕があると思いましたが、そこへ行政の機能を移していこうと。これは、手続的には行政財産の目的外使用になるかもしれませんが、そのあたりはこれから協議して、一つ一つクリアしていこうというふうに考えています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） きょうでしたでしょうか、おとといでしたでしょうか。加賀議員が特別委員会の5項目の要求をして、それが出ていないということでもってここで大きな声出しておりましたけれども、それを出せない理由の中に、5項目の1つが調整をされていないから、文書あるいは口頭での説明はまだできないのだということだったので、自分のところの持ち物でもない、十分な調整をしなければいけないものを案といえども発表できるのかどうか。

それから、ほかにも各種団体入っていますけれども、先ほどの社会福祉協議会、シルバー人材センター、それから土地改良区は別としても、公民館、それから東教育事務所の新穂地区教育係、ここの調整も済んでいないわけです。調整の済んでいないものは、きょうの午前中、加賀議員のところに発表を差し控えているということがあったのですけれども、これは矛盾しますよね。どうですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明申し上げます。

昨日私が説明した5項目のうちの1項目という説明をしたところ、5項目、順番が1、2、3、4、5あるのですけれども、その第1番目と誤解されたものだと思います、私は5項目のうちの1つの項目にまだ調整できない部分があるので、まだ回答できないでいますというふうに答えつつもです。

それから、行政サービスセンターこれ全般のことなのですけれども、これは一つの執行部としての、市長も答弁で答えておられますけれども、一つの案として今提示させてもらったと。この後議会や市民の皆さんのご意見を伺いながら一つ一つ解決していこうという考えでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 元気館の調整もありますし、シルバー人材センター、社会福祉協議会等、その辺のところもあります。それから、あそこの元気館の中の事務室だけといえども、あそこの例えば現在健康推進室ですか、市民生活課が施設管理しておる中で、健康推進室の事業として乳幼児健診、それから成人の健康診断、それから大人のことかもしれませんけれども、健康教室等、年間を通して非常に多くの人間が、人たちが、市民が利用しているわけでありまして。私にとっては、単に行政サービスセンターと元気館だけの問題ではなくて、新穂に平成21年に1,600万のお金をかけたというのは、あそこは新穂の、あるいは佐渡の市民のといえますか、市長がよく言われるコンパクトシティーの、要するに古いのですけれども、コンパクトシティーが実現された、地元の間が使いやすいものが完成されているというふうに見ておるのです。非常に調整しなければいけない関係のところがありますので、これから意見を聞いていろいろと調整していくということでございますけれども、最後に市長に、私は思うのですけれども、キャパの問題にしましても、いろんな問題があると思います。これを白紙に戻して考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 基本的にこれは白紙という、今ここまで積み上がってきたわけでございますので、それをもとにして皆様方からいろんなご意見を頂戴をしたいと、こう思っております。これを、せっかくここまで来たわけでございますので、改めて新たなものをつくるということはなかなか難しいわけでございます。したがって、その点だけのご了解をいただきたいと思っております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 物理的にとにかくあそこに、元気館に入るのかどうかということも含めて総合的に考えていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○副議長（岩崎隆寿君） 以上で渡辺慎一君の一般質問は終わりました。

○副議長（岩崎隆寿君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、17日火曜日午前10時から一般質問及び特別委員会の中間報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時24分 散会